

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（大塚純一郎君） おはようございます。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

上着の脱着を許可いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎一般質問

○議長（大塚純一郎君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式により行います。

議員各位並びに当局は、簡潔な質問、答弁に留意され、実質的な審議を尽くされますようお願いをいたします。

質問項目が複数ある場合には最初一括して質問し、2回目から項目ごとに質問するか、または一括して質問するかは質問者の裁量で質問していただくことにします。

なお、質問時間は答弁を含めて60分以内といたします。

質問は一般質問者席についてから開始をし、終了時間は議長がお知らせをいたします。

よろしく願いいたします。

順番に発言を許可いたします。

3番、酒井右一君の一般質問を許可します。

3番、酒井右一君。

〔3番 酒井右一君 登壇〕

○3番（酒井右一君） 通告に基づいて一般質問をさせていただきます。

まず、一般質問通告書に通告しておいた1番、人口減少を止め、町政の振興、町政、これあの、誤植ですね、町の勢いです。振興を図る具体策について。質問の主旨。人口減少に関連する町勢振興の課題について、検討経過並びに具体的な対処策を問う。止まらない本町の人口減少を止め、町勢振興を図る具体策について、先の3月議会で質問した、その質問のその後について検討されるということでありましたので、さらに6月議会には何らかのアクションが起こると。プラン・ドゥ・チェック・アクションですかね。そういう話をしました。その検討経過が①。②として、それによって立案した具体策についてお伺いいたします。

2として、振興センター。その業務における地域振興策について、どのようなものでしょうか。振興センターの業務について問います。振興センターの業務として、渡部町長が指示した具体的な地域振興を図る施策は何でしょうか。あるいは、地区センター、地区センター長として、管理者として取り組んだ現在の地域振興プロジェクトは何をされておられるのか。これをお伺いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） おはようございます。

それでは、3番、酒井右一議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、本町の人口減少を止め、町政振興を図る具体策についてであります。

3月会議でご指摘いただきましたとおり、令和2年3月改訂の只見町人口ビジョン20ページには、人口減少対策の今後の方向性として、総人口、自然動態、社会動態ごとに現状と課題、今後の方向性をまとめております。例えば、総人口に対しては、生産年齢人口の増加を図る施策、自然動態では、若い世代が安心して子育てできる環境の整備、教育・医療の充実、生活基盤の確保。社会動態においては、関係人口・交流人口の増大、若い世代の定着、還流を促すための支援などが記載されており、これまでも議会の皆様方と協議をさせていただきながら、様々な支援制度の充実を図ってまいりました。このような中、喫緊の課題でありました誘致企業の撤退等の対策として、町内の働く場所の確保と雇用環境の充実を図るための制度創設を検討してまいりましたが、今議会に提案しております只見町雇用促進条例により、早期に助成措置を講じて、安定的な雇用の確保に努めてまいりたいと考えているところであります。また、令和3年度予算におきましては、医・職・住。この場合の医は医療の医であります。職は職業の職。住は住居の住。医・職・住の3つのうち、新たに住、住まいの部分で新築等の住宅に係る支援制度を創設させていただきました。この制度では子育て世代に対する加算措置もございます。

一方で、継続して検討しております事業もございます。ひとつは人材確保の面として、安定した雇用機会を提供し、人手を確保する手段である特定地域づくり事業協同組合の制度を活用した組合の設立であります。また、令和2年度から実施しました只見町奨学金返還支援補助金については、多くの問い合わせと申請をいただいております。この経過を踏まえ、返還支援という経済的な奨学金に対する支援制度とは

別に、町内出身者の町への還流、戻ってきていただくこと、還流を促すために、人材育成・確保を目的とした償還免除型の奨学金制度を創設する検討を行っております。これらの制度については、今後、議会の皆様と議論を深めながら創設を図ってまいりますのでよろしくお願いたします。

最近になりコロナ禍の影響により地方への移住意識が高くなったともいわれ、移住・定住や空き家バンク登録物件への問い合わせも多くなってきております。空き家を求める方の中には就業を希望される方もいらっしゃいますので、引き続き移住コーディネーターを介した人材確保等に努めてまいります。

他にも、町には只見町定住ガイドブックでも紹介をさせていただいておりますとおり、只見町U・Iターン等促進助成金や、住宅の賃料や引越し費用を補助する若者定住支援事業補助金など、充実した支援制度がございます。これらの既存制度についてしっかりとした周知に努め、少しでも多くのU・Iターン者等の確保に結び付け、町政振興を図りたいと考えております。

次に、振興センター業務における地域振興策についてであります。

まず、振興センターの業務についてであります。地域の方々と共に地域課題の解決に取り組むことや、地域内外の交流を深めることなど、様々な分野における取り組みが必要であると考えております。

振興センターでは、その地域に入り、実情を知り、課題解決に向けた取り組みをしておりますが、地域とかがかわることが大きな役割であると考えております。

また、地域づくりは、自ら考え・自ら実践することが理想であります。このため自主的・自発的な活動を支援していくことも振興センターの重要な役割と考えております。

只見地区と朝日地区には地域づくり委員会、明和地区には自治振興会があり、地域づくり事業をそれぞれの振興センターとともに実施しています。その他、各種団体やNPO法人など多くの組織がありますが、連携や情報共有を図りながら活動の支援を継続してまいります。

現在、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、各種事業の中止を余儀なくされておりますが、新たな生活様式を踏まえた活動を展開してまいります。

地域づくりの主役は、町民であり、そのサポートを図るとともに、地域に目を向け、積極的に話し合いを行い、できることから実施してまいりたいと考えますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 引き続き質問をいたします。

一般質問も2日目になりますと、先に質問した方々から、私が考えておって欠けておったもの等々、いろいろ考えさせらせるものがありますので、若干、これと関係ありますので、その辺も触れながら質問をさせて、穏やかにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

昨日、非常に衝撃的な一般質問がありまして、これあの、後に出てくる子づくりの話と同化していく話ですので、しばらく聞いていただきたい。昨日の只見駅だとか、賑わいだとか、道の駅だとか、只見の振興についてお話がありまして、最後に、鈴木さんの話がありました。これに非常に衝撃を受けたわけです。

道の駅策定について、篠原さんだとか、国交省だとか、大学教授だとか、いろんな方に相談をされて決められたようで、自治法によれば、政策決定するのは提案をして議会在議決すると、こうなっております。篠原さんとか、国交省の役人とかというのは、どういう（聴き取り不能）されるのか。あくまでも町長の諮問機関であって、それらがこの町の意味決定に関わるということは非常に重大な懸念を発生しますが、その後、町長からは最後の頃、議会基本条例にあるに二元代表制に基づき、尊重してやっていくんだという話もありましたので、根底はそういうことなのかと、経過の中で当事者でない者がいろいろ話をされた。それを参考にされたんだと、そういうふう聞いて安心をしました。まあ、今後とも、ひとつ、二元代表制の精神については、議会基本条例については重きをもって執行していただきたいと思っております。

それからあの、これも鈴木さんの発言の中に、289号線の開通と只見線の開通の話がありました。その中に、びっくり、驚きというか、こう思ったんです。11番議員さん、鈴木さんの話に、当初、今の現実を見て、目が覚めるような思いをしました。何故ならば、鉄道も道路も開通したが、乗客は通過し、会津若松に向かった。あるいは日光に行ったというような見方もありまして、鈴木さんの言われたとおり、只見の駅に降りられる人が必要なくなってしまう。今は嫌だって降りるしかないですが。そういった人も出てくるんじゃないかと。まあ、さらには、道路開通、通過する荷物とごみ。事故や犯罪が滞在するということも考えられます。

それから、過去の夢職人の発生から消滅までの話も大変インパクトがあり、これはあの、我々、考えていかなければならないなど。

そういうことで、人口減少の問題を考える時には、やはり、この町の再生と賑わいを取り戻すということは、通過客は、これは当然あって然るべきですし、インバウンドさんもあって然るべきだと思いますが、基本はこの町で生まれる。そして育てる。そして家庭を築く。このサイクルが非常に重要であり、人口減少対策の根幹にあるものと、こう考えます。この根幹にこそ、やはり目を向けていかなければならないのではないかと、まあ、一連の一般質問を聞いておって、そう思ったわけであります。

ところで、本題に戻りますが、まず、町長答弁書を読ませていただきましたが、私質問したのは検討経過、人口ビジョンに基づく人口減少を止めると。そのために20ページには様々な施策事業が書いてあるわけです。これらを次の、振興計画の変更も含めて事業化をするというようなことを検討されましたかという、6月までに検討してくださいということでした。検討されたような話はここでまあ、書いてありますが、いずれも既存の政策。それと、新婚世帯の援助ですとか、いわゆる雇用促進の関係。こういったものがありますが、子供を発生させる、出生率を1.58から1.9に上げる。あるいは最終的に2.11に上げるというような具体先について私は聞いていたはずですが、何度もテープを聞き戻して聞いておりますので、ここは間違いのないことです。つまり、1の検討経過はこうだとしても、いわゆる町長、子供を増やすための、その具体策。これについてどうするかについて、ここでは回答がないわけです。事業化、予算も見ても、予算も見せていただきましたが、いわゆる子づくり支援について。その後の、子供を育てていく経済的な支援について。いわゆる、そちらのほうが専門家ですから、人口ビジョンでいうところの1.58から1.9に上げると。これは定住政策ではなくて、子づくり政策ですから、別ものであります。出生率を上げるためにどのような政策をするのかということ、20ページでも触れてありますし、いわゆる総合戦略の中でも書いてあります。それを聞いたかったわけですので、まずそこをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 私としては、前回も申し上げましたが、基本的には町全体が魅力的な町になることがまず一番だというふうに思っております。そのためには様々な分野あると思いますが、まずはあの、不便であるとか、不利な条件を克服していくと。生活環境含めた、

道路除雪とか、様々ありますが、そういった不利、不便な状況を克服していくということが大事だと思ってます。そして、さらに、産業の振興、働き場、福祉分野、保健衛生分野、医療、様々ございます。そういった中で、その小さなお子さんのことに関しては、昨年の10月から保育所の保育料が完全無料化になりました。それに併せまして、今年の4月から、保育士だけで、なかなかその保育体制が整わないというところが正直ありましたので、保育支援を増員して、まだまだ十分とは思っておりませんが、そういう体制を整備して、1歳以上のお子さんを、保育にかける方という表現になりますが、保育所に預けて、仕事をしていただいたり、そういった日々の生活に貢献できるような保育料の軽減措置。併せて4月から学校給食費、小・中学校の給食費を完全無償化しました。そして、小さいお子さん方に関しては、乳幼児の健診の充実と、あと福島県全体、18歳まで医療費が無料化になっております。あとは出産の祝い金であったり、様々な助成制度を講じております。そういった中で環境を整えて、議員おっしゃるような、そういった方向に、誘導といいますか、そういうふうに思っただけのような、住みよいまちづくり、魅力的なまちづくりに向かっていく政策を重ねていくことが大事だというふうに私は思っております。

○議長（大塚純一郎君） 3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 魅力的な、安倍晋三の美しい国づくりのような話であって、抽象的な話で、私は頭が悪いので、よくわかりませんが、まずその、何から手を付けられるのか。どういった事業から、まず予算をつけて事業をされていくのか。それをお伺いします。これは、何故そういうことを言いますかという、改定された人口ビジョン。これにはないんですが、改定前の、変わらないから改定に載ってないんですよ。改定前の32ページの、31ページから32ページの人口将来展望の中に、やるべきことを、こう書いてます。これのどこから先に手を付けるか。これ、当局、執行当局から出たものですから、これのどこからまず手を付けられるか。これをお伺いします。只見町長、これに関わられたかどうかわかりませんが、なんであれば、説明員からの説明でも結構でございます。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） 酒井議員のご質問にお答えさせていただきます。

当初の人口ビジョンのほうに、31ページから32ページということで、こちらのほうの中に書かせて、いくつか取り組み課題ということで記載はされてございます。中でも今、ご質問いただいているとおり、子育て部門の内容につきましては、先ほども町長のほうからも

ご説明させていただいておりますが、子育て環境をしっかりとしたもので、無償化というよう
なところの事業ということで進めさせていただいております。それ以外にも、そこを限定し
たものではございませんが、やはり人を増やしていく。町内の子供を増やすための環境づく
り。それから若い人たちがそういった環境になるような形で、医・職・住ということで、働
く場所の…

○3番（酒井右一君） 議長。質問に答えていませんので、どうやったら子供を増やすかとい
う政策を聞いております。

○議長（大塚純一郎君） 今、そのような説明をしているというふうに私は思っておりますの
で、続行してください。

○地域創生課長（目黒康弘君） すみません。

そういった中で、増やすというところではございますが、やはり、そういった人達、若い
方達ではございませんが、そういった中で、やはり、今一番、人口減少が多いと呼ばれてい
る20代から40代ぐらいの方達をやっぱり、増やしていくというところの政策が必要だと
考えてございます。その中で、いくつか、既存の制度もございまして、3月の答弁でも説明
させていただきましたが、まずあの、住めるところということで、町営住宅もございまして、
中には安心して住みたいという方のために住宅を用意するといった方もいらっしゃいますの
で、まずその住宅を取得するための制度を新たに追加をさせていただいております。それ以
外には今、既存の制度というところで、その充実を図っていくというところではございま
すが、それと併せて、やはりいっぱい制度が充実したものがございまして、もう少し、我々
としましても周知をして、こんな制度があるということを皆様にお示しして、そういった世
代の人達を呼び込むような形を進めるのが必要ではないかなと思っております。

○議長（大塚純一郎君） 3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） まあ、町長の説明と同じです。では、踏み込んで言いますと、今の3
1ページから32ページの、こうしたことが必要だと書いてある、この業務について、例え
ば一つ取り上げて、出生率を1.9にすると。それが裏付けのある、この説明として理解で
きる、この中のものを一つ挙げるとして、それは何であるか。担当部署はどこなのか。お伺
いします。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 今は、それぞれ、保健福祉課であったり、小学校に上がれば教育委員

会であったり、様々のところに分かれておりますが、国でも今いろいろ、子供だけの部局であるとか、町でも、将来、今、具体的にあるわけでありませんが、子育て支援課であるとか、例えばですけど、そういったことが考えていく時代がきているのかなと、今、国のほうでも様々話になってますけど、今のところはそれぞれ、医療や保健や福祉分野、保健福祉課、あと保育所もありますし、そして、教育委員会ということで、いわゆる縦割りといいますか、そういった年代別の担当というふうになってございます。

○議長（大塚純一郎君） 3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） ちょっと時間をいただいて、資料を作ってきたんで、配っていただいてもいいですか。

○議長（大塚純一郎君） はい。資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） これあの、毎度毎度同じものを出しているわけで、逆に言うと、これ、毎年の分をずっと長く、俺持っております。なんで、この減り方がよくわかります。社人研という言い方をされますが、国立社会保険人口問題研究所。ここは大きな組織なんで、只見町のようなものを個別に具体的に調査をして正確な数字を出すわけではないような、私は気がします。それに、合計特殊出生率も、只見町規模の人口だと計算できないわけです。ですから、疑似方式をとった大雑把な計算で出してますから、はっきり言えば社人研の結果は、それほど重要視する必要はないのではないかと、こう考えて私はいつも計算しているわけです。

これあの、右方に、右上にページを振ってあります。ページ3までは後で見ただければ結構です。

問題がページ4なんです。3月の質問も、いわゆる定住政策を質問したのではなくて、この只見生え抜きの子供達を増やせば、そして家庭が築けば、只見高校の入学者も増え、最終的には只見高校が競争試験になる。さらには留学施設。これも不用になると。将来像ですよ。私が考える。そうすれば、県立只見高校。そして県立只見高校生の寮。ここにかかる予算が、決算から見ると1億円以上あります。これが子育てにまわせるわけですよ。子づくりにまわせるわけですよ。最終的には。なので、この4ページに書いたのは、国勢調査の比較と、それから過去7年間の、つまり一番上の表が2018年。それからその次が2021年

の10月ですね。いやいや、2020年の10月。これ、ごめんなさいね。2020年の10月。それから、その下が2021年の3月31です。で、この一番下の表ですかね、一番下の列、列じゃなくて、なんといいましょうか、ちょっと右にぴよこつと飛び出ているところ。右に飛び出ているところの数字が2015年、直近の国調の数字で4,470人ありましたよという話です。で、これに比べて、その上の2018年の2月には、4,432ということになってます。で、その次が同じく4,178人になってます。それで、一番下が、直近ですが、これは3月ですから転出者もあったでしょうが、国調人口が4,470に対して4,114。つまり、あと114人いなくなると3,000人台になると。3,000人台になるということは、人口ビジョンで想定しておる2040年の数字になるということですよ。ですから、人口ビジョンの2040年の数字と、現状進行しておる数字と、だいぶ違うなど。今、何も政策を打たないから、こういうことです。でも、人口ビジョンでは、出生率を1.9に上げるという政策を打つと、こう書いてあります。でも、7年間何も打たないんですよ。だから6月に、非常に急いで、短兵急のような話でしたが、実は歴代の町長、この間、7年間経ってますが、出生率、これを上げる方策を事業としてやってないんですよ。で、最も危惧されるのは、この下に吹き出しで書いておきましたが、あくまでも私は、2040年で、何もしなければですよ、1,600人程度になると予測しております。根拠は何かといいますと、この左側に、いや、右側ですか、ここに2015年・2018年・2021年。比較しますと、つまり生産年齢人口を除いた幼少人口と高齢人口と、そしてそれに生産人口を加えますと、一番その減り方激しいのは、これから生産年齢人口になろうとする幼少人口なんですね。14パーセント。それから生産年齢が11パーセントです。減らない、あまり減らないというのが、まあ、良いことでしょうか、マイナス3パーセントです。この数字の減り方を見ると、これがあと10年経つと、幼少人口のほうは10パーセント以上にきて、生産人口のほうは10パーセント、10パーセントというか、10年分、その高齢人口（聴き取り不能）と。そうした時に、ないところがさらになくなっていく。で、生産人口のないところはさらになくなっていくと。そして、この高齢人口はあるようですが、考えてみれば団塊の世代と言われる人間。つまり70歳、正確にいきますと72歳でしょうか。そこから上の人が多いんであって、これは、そう長くいらっやらないということになりますと、今後その高齢人口がガクンと減っていくと。そうしますと、自ずと合計の人数は、まあ、減ると。なんで、今いる人間がコピーできませんので、新しくつくと。で、これは、今1.

58。前回3月には、まあ、震災があったので、実際1.7程度だという話もありましたが、1.73（聴き取り不能）しかし、1.9。これを2.1にしなければ、人は増えない。いずれにしたって、自然環境が厳しく、特別降雪地帯のこの只見町で、外部からの人を呼び込むといったって、一部は知ってますけれども、そう簡単ではないというふうに思います。

ですから、ここをひとつ問題視してお伺いしますが、先ほど町長の答弁にありました、いわゆる定住をさせる。あるいは職業支援をする。雇用促進をする。それぞれ、バラバラの課にありますが、という話がありました。ありましたね。これを一本化して、課というわけにもいきませんかしょうから、少子化対策室のようなものを、5年なり10年に期限を切って、そこで、いわゆる子供を発生する仕組み。そして、発生した子供を大人にする仕組み。さらには、雇用促進をして張り付けていく仕組み。それから、住居。これを斡旋する仕組み。今のようなものを、町長が経過の中で説明されたものを一本化したような組織をひとつおつくりになったらどうですか。国ではデジタル庁とか、場合によってその、少子化もそうですが、対策チームをつくってやっておりますよ。これ、ひとつ覚えておいて、この質問について頭に入れておいていただきたいということと、先般、3月の議会に、町長は、私達行政の人間は法令や条例を守って、尊重してしっかりやっていくんだと。私もそう思います。しかしながら、それぞれ、法律は国全体を統括するものですし、条例については、これは町で決めたりなにかできますが、絶えず改廃されるのでありますから、既存の法律・条例にこだわらず、地方自治の趣旨に沿って、法律の枠の中で、非常に少子化を食い止めるための効果的な条例を研究しておつくりになったらどうですか。これを二つ、今、質問いたします。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） まずは、貴重な資料をご提供いただきましてありがとうございます。

本当にあの、改めて深刻な数字だなというふうに受け止めております。そのうえで、これに対処するために、機構の改革であったり、まず体制整備をやって、それに組み込んでいくべきではないかという考え方は私も基本的にはそのように思っております。ただ、今の喫緊の課題が多々ある中、そして、今の現有体制の中で、すぐに、というところまではいきません。他の議員の方からも一般質問の通告をいただいている分野に若干入ってしまいますけれども。ですからその考え方はよくわかりますし、今は大きな環境を整えて、いずれ、早いうちにそういった体制にもっていききたいなどは思ってますけれども、今、直ちに、今いる職員、現有の状況、様々な喫緊の課題考えたときに、その機構をすぐ、どうこうというのは、ちょっ

と難しいところがあるというふうに思っております。決して、それ取り組まないということではありませんので、取り組みは今の中で取り組んで、その体制がいずれ、それをつくりあげていくということも考えていくべきだというふうに思ってますから、基本的な考え方は私は同じだなというふうに思って聞いておりました。

○議長（大塚純一郎君） 3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 機構というのは、いきなりできませんよ。これは、ちゃんとその機構を担当する部署で、どのような機構がいいのか。現状どうなのかを分析して、各課の仕事の量を図って、そのうえでどのような仕事を、どうまとめていくかと。課があり、そして、場合によっては、今申し上げたように室があり、場合によっては部というものが存在してくるかもしれませんが、これはやはり、すぐ、機構を、さあ、どうぞ、というわけにいきませんから、機構改革をするという業務命令を町長から担当課に出す。こういうお考えはないですか。私は少なくとも、この人口減少に、今の現状に合わせるための組織として、合っていないなど、こう思うので、今資料を示して、現実の資料でありますから、検討を、まあ、本来ですと一年ぐらいかかると思いますが、そうは言っても、まあ、年内くらいに、どのような機構で、今後進めていったらいいのか。今の機構は随分長いですよ。まあ、ひょっとしたら、現状に合わないかもしれませんので、機構改革をする意思をお伺いいたします。併せて、いつ頃までに検討を終えられるのか。検討の着手と検討の終了。そして、手がけられるのか、手がけられないのか。これをお伺いします。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） まあ、様々な行政課題に向けて、時代によっていろいろ変わってきますから。課題と合わせて。やはり、それに一番効率的といいますか、効果的な組織体制をつくって取り組んでいくということ、勿論、当たり前のことでもありますので。議員は職員でおられた時、機構改革を担当されまして、当時、フラットな、そういう組織体制、班制ですか、係制ではなくて、そういったことに取り組まれたということも十分承知しておりますし、相当の時間もかけられたということも承知しております。ですからあの、勿論、すぐにできるとは思っておりません。今年度から、事務改善委員会、常設の委員会ではありますが、ここ何年か、開催できなかったということでありまして、ご指摘もいろいろいただいておりますので、先に事務改善委員会の委員を委嘱し、スタートする体制を整えました。まずは機構改革と直接的ではありませんが、やはりそこからいろんな検討課題を検討して行って、いず

れ機構改革のほうに持ち上がっていくものとか、様々なものが出てくるというふうに思っておりますので、そういったことでまあ、緒に就いたといいますか、そういった内部での検討にも入る体制が整ったというところを今日のところは述べさせていただいて、いつ頃までに、ということは今の段階では申し訳ありませんが、ちょっと、はっきり、年とか、月を切っては、申し上げかねますので、ご了承いただきたいなと思います。

○議長（大塚純一郎君） 3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 町長答弁ですから、町長がやる・やらないであって、私がやるわけではありませんので、そういう答弁をされるのであれば仕方がないと思います。しかし、現状は、厳しいですよ。財政的にも3月で申し上げたとおり、大規模固定資産、昨日、町長説明されましたな。それから、立地交付金だって、これ、前後しますし、これだって、たしか議員立法かなんかです。将来わかりません。そこへきて人口減る。固定資産税が減る。ということに、いやいや、交付税が減ることになりますので、事務改善と併せて、勿論、その中で行政機構改革を検討していただきたいと思うわけですが、いわゆる行政改革、行財政改革も併せてやらないと、これ、大変ですよ。是非そういうふうに、事務改善やられるのであれば、そういう中でやっていただきたいなと思うわけです。

ところであの、事務的な話をお伺いしますが、令和元年と2年。この2年間の母子手帳の、只見町で母子手帳を発行した枚数は何枚かご存じですか。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 母子手帳の交付ですが、元年度は29件、2年度は17件となっております。

○議長（大塚純一郎君） 3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 困りましたな。これあの、大変重要だと言って説明した、その上のページ、3ページにありますけれども、塗りつぶしになってる分、0歳から4歳。この中に母子手帳の発行枚数が含まれるわけですが、これが、いわゆる0・1・2・3・4で5ですわな。そうしますと、あまりにも少ない母子手帳の発行数だと。ここなんかを見ると、非常にこう、この先、観光施設をつくってどうするんだろうかと。あるいは校舎をつくってどうするんだろうかと。本当に賑わいの里がくるんだろうかと。そう考えるしかないわけです。基本はやはり、ここに住む人が暮らして、ここに住む人が賑わうことが理想的な姿だと私は思います。

滔々と説明しましたが、人口ビジョンを、2040年に3,000人という、これって私はちょっと無理かと思いますが、変更される気はないですか。

変更されるって、人口見通しですよ。社会保険人口問題研究所。これを基数にして計算されておるようですから、先ほど申し上げましたように、社会保険人口研究所というのは、こんなちっちゃな町のことを正確に出しておらないですよ。これあの、昨日、一昨日ですか、これは総理府でしたか、国会の中にある、そこでビジョンと、それから総合戦略の話をお伺いしました。それから、人が悪いようですが、その後、福島県の担当部署にお伺いしました。なんで、私としては、この社人研の計算根拠を基にした計算をすれば簡単ではありますが、やはり長い、住民基本台帳人口、国調ではなくて住民基本台帳人口を精査して、そのうえで推計をされるのが、これが良いかと思いますが、とても人口3,000人、2040年、こうしたことは維持できないと思いますので、この人口の数を変更して、変更すると危機感も増大しますから、いや、これは1,500人台、2,000人切っちゃうんだという感覚と、まあ3,000人あんだわという感覚で、大きく違いますから、覚悟も違ってきますから、もう一度、人口ビジョンの将来展望ですかね、これを見直すおつもりはありますか。見直されるそうですよ。町村独自で。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 人口問題研究所とか、福島県とか、具体的に、もう議員は調べられているんで、私のほうでなかなか、そういった答弁しようかと思ったんですが、答弁するようなくなりましたが、全部調べておられますから。ですからやっぱり、そういったことはあったとしてもやっぱり、人口問題研究所のデータは参考にしますし、あとは県のほうの指導も受けますし、あと過去には、やはり前町長でしたか、5,000人の町を目指すんだということっております。それは町長として、それは代わっても、前町長がおっしゃったことですから、それは私としても受け止めております。ただ、今すぐに、今、まさに4,000人切ろうとしておりますから、そんな良いことばかり言ったって、どうやって実践すんだという話になってくるかと思います。ですから、危機感、もっとそれを強く持って行政は取り組むべきだという、ある意味、行政への叱咤激励のご質問だなというふうには私は受け止めておりますので、決して、しない、しますということではなくて、やはり、人口ビジョンはそれなりの根拠、今風に言えばエビデンスをもって作っているわけですから、やはり、そこはより確かなエビデンスをもって、必要があれば改定する。やはり、今、根拠のないまま、

私が、します・しませんとは、ちょっと言いかねますので、その辺のことはもう十分おわかりのうへでご質問されているのかなというふうにも思っております。ですから、今議員からいただいた、その危機感を持って、真剣に取り組めということだと、そこのところをいただいて、より緊迫感といいますか、真剣に、この課題に向けて取り組んでいきたいというふうに思いますので、ご理解とご支援のほどお願い申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） ここに、こうして、話している私は、決して当局を責めるとか、そういうことではないんです。現下の危機感。この町が消滅してしまう。おそらく。それを危惧するので、それを阻止する。大変な怪物に対して、当局と議会と共に、地方自治法1章・2章。ここに書いてある方々が権限を持っているわけですから。ほかの方の物言いは、参考にしても別にして、いわゆる我々、ここの議事堂にいる皆さん方が対処していかなければ、これは本当に消滅してしまうので、なんとかひとつ、よろしくお願ひしたいものであります。

それから二つ目の質問ですが、地区センター、いや、振興センターですか。回答に、振興センターでは地域に入り、実情を知り、課題解決に向けた取り組みをしております。この地域に入る、そして地域と関わると書いてありますが、どういう形で関わっておられるのか。端的に言えば、各集落区。それから任意団体。釈迦に説法で申し訳ないですが、住民自治というのは、いわゆるエリア型の提携型と、団体型の二つありますので、ここを押さえておいて質問をいたします。

○議長（大塚純一郎君） 振興センター長、菅家亮君。

○振興センター長（菅家 亮君） お質しの件ですが、地域に入るということで、具体的にこう、まわってとかっていうことではなくて、やはりその地区、地域・地域に、様々な団体もごございますし、各地区にはそれぞれ区長連絡会等々もありますので、そういった中でいろいろとお話を聞かせていただくということに今現在はなっていると思います。

○3番（酒井右一君） 区との連携はどうなってるの。

○振興センター長（菅家 亮君） 勿論、区との連携も区長連絡会等がごございますので、そういった中で連携を図っていくということになっております。

○議長（大塚純一郎君） 3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 区。これはエリアという中でのものですし、それから目的を持った団体というのは、これはNPOとか、そういった団体のことを指しますが、来ていただいて聞

くたって、当初の、これ、なくしたのであれば、それは仕方ないですが、地区センター運営協議会、今で言えば振興センター運営協議会ですね。そこには、集落各区から代表者をひとつ選んで、その選ばれた区の方は、そこで話し合われたことを区に帰って役員会に報告するという約束になっておりますが、これは約束はちゃんと果たされていますか。検証したことがありますか。

○議長（大塚純一郎君） 振興センター長、菅家亮君。

○振興センター長（菅家 亮君） 只見と朝日には、現在、地域づくり委員会というものがございまして、明和のほうにつきましては自治振興会というものがございまして、それぞれ、推薦の中には、それぞれ集落からの推薦というものがございまして、そういった形で参加していただいているという部分になっております。

○議長（大塚純一郎君） 3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） ですからそれは、そういう決まりだったから、その決まりがちゃんと機能しているかどうか聞いております。

○議長（大塚純一郎君） 振興センター長、菅家亮君。

○振興センター長（菅家 亮君） その辺につきましては、ちょっと私のほうでわかりませんでしたので、すみません、今後、確認してみたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） いずれにしても、この町は大変な危機、迎えていると言っていいでしょうね。やはり、人口が3,000人を切る。2,000人台では、2,000人台ですと金山町がそうですかね。なかなか、社会機能が機能しなくなってしまう。つまり、住民自治なんかはもう死んでしまうという事態になりますので、それ前に、なんとか、申し上げたように、事務改善委員会なり、何なり、そういったところで今の現状を分析できる部署をつくって、そして具体的に、この人口ビジョン、戦略に書いてある、もうわかってるわけですから、これを具体的な事業にして、予算をつけて、執行していくと。それを統括した部署をつくってやっていくと。今日はそう申し上げましたので、なんとかこれをその、10年先を見据えたうえで、既にあの、2015年に人口ビジョンできたものですから、既に7年も経ってますから、なんとか時間をかけないでやっていただきたい。何度も言いますが、共通の課題ですし、私らも一生懸命応援しますから、執行当局、提案権ありますので、我々はありませんので、是非、財政面から、何が一番ここに必要なのか考えて、整理をしてやっていただ

きたいと思います。

これで最後の質問ですが、答弁をお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 本当に貴重なご提言ありがとうございます。

本当に、私、今日、酒井議員から質問通告いただいておりますので、改めて団体自治と住民自治を勉強してきました。が、喋る機会がないなと思ってたんですが、今ちょっと時間いただいて申し訳ありませんが、やはりあの、十分、私以上に十分ご存じですけど、地方分権というのが一番根底にありますから、それがあって、地方分権一括推進法というベースがあって、その後、様々な地方分権の法律ができた。そして、平成11年に社会教育法が改正になって、公民館の運営審議会を必置、必ず置かなくてもいいですよというふうに規定が廃止になって、その後、公民館にあった青年学級振興法っていう法律が平成11年になくなつた。何故かと言えば、高校進学率が上がったからということで、ちょっと調べてきたんですが、やはりその、先ほど振興センター長も答弁してましたが、やっぱりエリア型の団体型の住民自治。住民自治。その声をしっかりと受け止めて、やはり団体自治の構成員である私達がそれを行政として取り組んでいくという流れだと、私なりに思っております。ですから、住民の方々の声をしっかりと聴かせていただくことがなによりも基になりますし、特に基礎自治体といわれる市町村。特に町村については、やはり、住民の皆様の声が最も大事でありますし、その裏付けなしに様々な行政の取り組みはないというふうに思っておりますので、議員おっしゃること、わかるつもりですので、これからもいろいろご指導・ご提言いただきながら、皆様と共に良いまちづくりに励んでまいりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） ありがとうございます。

まあ、有言実行。ひとつよろしく願います。

終わります。

○議長（大塚純一郎君） これで、3番、酒井右一君の一般質問は終了しました。

続いて、8番、山岸国夫君の一般質問を許可いたします。

8番、山岸国夫君。

〔8番 山岸国夫君 登壇〕

○8番（山岸国夫君） 一般質問通告に基づきまして、質問いたします。

質問事項は1点であります。難聴者への補聴器購入の補助について。質問の主旨については、難聴者への補聴器購入時の補助については、平成31年3月会議、令和2年9月会議の一般質問で提案してきております。加齢性難聴の対策で補聴器活用により認知症予防につながる研究結果も踏まえ、福祉政策として提案してきております。

前回の答弁では、難聴の程度を判断するうえで数値的な基準が必要、また現場で補聴器の有効性や医師の診断による数値化、補助のあり方など課題について検討するという答弁でありました。その後の検討結果について伺います。

以上であります。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） 8番、山岸国夫議員のご質問にお答えいたします。

難聴者への補聴器購入の補助についてであります。はじめに、前回の答弁からの検討結果についてお答えいたします。

一つ目は、難聴の程度を判断するうえで数値的な基準が必要ということについてでございますが、令和2年9月に答弁いたしましたとおり、現在、補聴器購入補助は、身体障がい者手帳をお持ちの難聴の方を対象としており、その難聴の程度は、聴力レベルは70デシベル以上の高度難聴で、障がいの程度は6級です。仮に補助を検討するとなれば、補助基準としては聴力レベルによることが適当ではないかと考えます。

ご提案は、いわゆる高齢者の加齢性難聴の方へ、高齢者福祉政策として補聴器購入補助の導入を検討してほしいということ。具体的には、聴力レベル30デシベル以上の軽度難聴、50デシベル以上の中度難聴の方への補聴器購入補助制度創設ということと受け止めさせていただいております。

次に、現場で補聴器の有効性や医師の判断による数値化、補助のあり方など課題について検討するについてであります。国において、認知症と難聴の関連性について、現段階では因果関係は十分に確立していないとし、補聴器を用いた聴覚障害の補正による認知機能低下予防の効果を検証するための研究をしていますので、研究の結果等を注視してまいりたいと考えます。一方、都市部の自治体では、補聴器が認知症予防の効果として認められる場合には、補聴器購入に係る全国一律の公的補助制度を創設するよう国に提案している例もありますので、今後の国・県等の動向を踏まえ、さらに研究してまいります。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 再質問をさせていただきます。

率直の、この答弁の感想でありますけれども、前回、質問したときの最後の答弁のあたりでは、もっと踏み込んだ答弁がされるというふうに今回期待しておりました。残念ながら、私のこの間2回の質問で行った中身とは、やはりまだ、実現には程遠いというふうに感じますし、残念であります。

この町長答弁にありました最後のところでの国・県等の動向を踏まえという言葉に一番表れていると思うんですが、私は先ほどの酒井議員が示した、やはり地方自治法の1章・2章の関係。それはやっぱり、町民に福祉や健康、責任を持っているのは町、地方自治体であります。そういう意味では、自治体独自に町民に必要な施策は自ら考えて対応していくと。これが地方自治の考え方の基本ではないでしょうか。国・県の対応を見て進んだ例は今まであまりありません。

この間も、この席で、何度も言っております。まあ、再度言わせていただければ、子供の医療費の無料化。これは福島県18歳以下無料になっておりますが、これも一診療所の家庭医の先生、看護師さん、父兄の方々、やはり母乳が終わってからの子供さんの、やっぱり病気にかかる確率高いと。父母の負担も大変だということで、一地方から始まりました。そして、多くのお母さん方の運動によって全国にこれも広まって、そして、国の制度化、補助制度になっていって、県としてはやはり、全国にも例のない、電発事故というのもありましたけれども、そういう中で福島県は18歳まで無料化という措置をとっております。これは国が最初に決めたわけじゃないんです。これもやはり全国的な地方自治体や国民の皆さんの運動によって成し遂げられてきた成果であります。

それから、保育園児の保育料の無料化についても、これも同じような多くの父兄の方の運動、世論の中身で実施されてきた中身であります。ですから、この町でとってみても、国の制度よりも、町は独自に優遇措置を、これ、とられてきました。これは地方自治体のあり方として進んだ教訓の例ではないでしょうか。

また、健康診断の問題についても、岩手県の旧沢内村。ここでいち早く、取り上げられて、この本町の動きというのが本にもなって、多くの方に知られております。やはり早期発見早期治療というのは、医療費のかからない、そして健康を守っていくうえでも大事なんだとい

うことで、これも国の政策で取り上げられてきております。この件についても、旧沢内村が初めて取り組んで、それが全国的な流れになって、国の政策になってきた。これもやはり、一自治体から始まった先駆的な取り組み、良いことはやはり全国で広まって取り組んでいくということではないでしょうか。

また同時に、50年前には、全国の高齢者の医療費の無料化ということで、70歳以上の医療費の無料化も、各自治体から実施されて、そして国の制度で実施されてきたという流れもあります。これも国がやったんじゃないくて、先には自治体が独自に取り組みを強めて、それが全国的に広がって実現になっていったという経過であります。

そういう点で、やはりこの、地方自治体、町独自として必要な政策は町が行う。このやっぱり姿勢が今、私は求められているんじゃないかというふうに考えます。国・県の動向だけじゃなくて、町民にとって必要なのかどうか。その角度から是非、検討を進めていただきたいというふうに思います。

そういう点でみますと、この先ほど町長の答弁ありました、最初のこの聴力レベルの問題。これはただ単に私から言えば、30デシベル以上程度、50デシベル以上程度というのは、これはただ単に医学的な分け方のそのものを、ただ単に言ってるだけであって、検討されてきた経過じゃないなと受け止めざるを得ません。

この研究の、再度、認知症と難聴との関連性の研究の成果では、まだまだ、私は前回、前々回の質問の中で、そういう国際的な学者、医学者の研究経過や日本のそういう難聴の研究に取り組んでおられる学者の経験から、やはりこの補聴器の活用によって認知症の促進を止められるという研究結果出ているものを紹介しました。ここでは見解の違いもあるでしょうけれども、そういう点であの、この聴こえの問題ですね。聴こえにくい。これは、この間、東京の例見ますと、東京23区。この中では、この3年間で六つ増えてます。そして、合計23区のうち15区で既に実施されている状況であります。これは東京だけです。そういう点では、再度、先ほど今、私、縷々述べましたが、もう少し深く検討する考えはないのかどうか。再度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 私から、最初に基本的な考え方を申し述べます。

今、山岸議員、改めてご質問いただきまして、地方自治体の行政といいますか、課題に取り組む姿勢の話をしていただきました。その点はまったく同感でございます。ですからあの、国

や県等の動向を踏まえたり、参考にすることは勿論大事であります、下部組織ではありませんので、やはり先ほども地方分権の話させていただきましたが、地方自治体、特に基礎自治体として、その任は果たしていくべきだということは、まったくそう思っております。ですからあの、いくつかの例申し述べられましたが、医療費であったり、保育料、あと今年の4月から小・中学校の給食費も完全無償化しておりますので、そういったことから言えば、自治体独自の判断、議会の皆様のご議決をいただいてやっている事業もございます。

あとはちょっとあの、先ほどの住民自治の話と関わりますが、例えば除雪支援保険制度。あれは当時、NPO法人が赤天気に雪を掘りましょうという、いろいろ、NPOの中でご提案されて、そしてまさに行政とのコラボの、今で言えばコラボのようですが、それが除雪支援保険制度になって、そして今は、町で、皆様のご理解いただいて予算化して、事業者も増えて、ご高齢や障がいがある方もご利用なさっているということですから、まさに、あれは自治体独自での取り組みですから、国・県にはそんな制度ありませんので、やはり、そういった姿勢はわかっておるつもりですし、そのように取り組んでいくべきだろうというふうに私も思っております。

ただ、今回申し上げているのは、やはり行政の場合、今回、難聴者の方は大変あの、お困りで、日々、日常の生活にもご苦労なさっているということはお察し申し上げながらも、また高価なものだということも承知しております。が、やはりそれ、公的な助成となりますと、その辺のこう、制度設計の難しさがあるということをお願いしたいということでありまして、それがより客観性といいますか、公的に助成する制度として、わかりやすくなればご理解も、あと財源確保もどうするかはありますけど、そういった流れになります、その公平性といいますか、その制度設計が難しさがあるということをちょっと申し上げたかったわけでありまして、自治体としての課題に向かう姿勢については、そのように思っておりますので、その点をご理解いただきたいと思えます。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 町長のほうから再度の答弁いただきましたが、今あった制度設計の問題や、公平性の問題など含めて、先ほど紹介しました東京23区のうちの15、実施したところ、最初はそんな意見もあったようです。意見というのは当然、当局も答弁の中で、しかし、これだけの数、実際には実施しているわけですから、今の答弁の中身のところは、解消されて実施されている。というものと私は理解しております。問題はやはり、今、この難聴

の方、この前の質問の中では、介護認定受ける際に、その聴こえにくいという部分の方の調査もやられているという話も受けました。で、この間、やはり、そういう点では科学的にしっていくと、分析していくということで、東京の千代田区では、健康診断の中に、聴こえにくいという方の聴力調査。これも取り入れているそうであります。で、やはりその、60歳以上の方で、聞こえにくいという人で希望する方。そうすることによって、やっぱりどの程度の、やっぱり難聴の具合になってきているのか。やはり科学的にも、その住民の置かれている状況を分析して、それも活用されているという内容でありました。で、やはりこの難聴になると、本人の聴こえにくいというだけではなくて、まわりの方も大変であります。あるところで、やはり、夫婦で二人暮らしの家では、片方が耳が遠いとテレビの音のボリュームが大きくなる。平常の人はその場において、同じ音調で聞けば頭が痛くなるという現象もあるというふうにも聞こえてますし、また、難聴の方が聴こえないために、いろいろ情報知りたいんだけど、ほかの人との接触が段々段々、耳が遠いということで、疎外になってきて、大声で話さないとうからないと。説明するほうも大変な状況だということも聞いております。ですから、やはり、この只見においての高齢化という状況の中で、家庭生活や社会生活を送るうえで、この難聴を解消していく。聴こえやすい状況を少しでも補助していくというのは、やはり町民が、いつまでもこの只見で一生を過ごしたいという、そういう希望に応えるためにも、やはり私は必要な措置じゃないかと。やはりこの補聴器も高額ですから、そういう点では大変な金額の出資になると思うんですが、やっぱり社会参加。これができるようにしていくというのが、早い時期からの対応であると思います。私もやはり、何人かの方で、こういう難聴の方と接しておりますけれども、表で会って話してもほとんど聴き取れない。そうすると、段々段々、こちらから声をかけるということも少なくなっていく。相手からすると話しかけてもらえない。話しかけてもらっても、私のような低い声だと聴こえない。ということで、段々これは疎遠の中身になっていくんですね。どうしてもやはり、道で会って話そうと思っても、どうせ話しても聴こえないだろうという状況が段々悪循環に陥る。で、認知症になっていけば、認知症もどんどん進んでいくということで、家族の方やまわりの方、それぞれも大変振り回されるといいますか、介護のほうも大変な状況になっていくという、やはりあの、この悪のスパイラル、連鎖。これをやはり、少しでも止めていく。解消していく。このことが、この一助にもなるんじゃないかというふうに思っておりますし、また同時に、先ほど言った千代田区でも、この間の実施した中で、当初は40デシベル以上の方、2

万5,000円からスタートしてきて、それで最近ですね、この補聴器も器械ですから、経年劣化するということもあって、また同時に、本人の難聴の程度も変化してくるということで、最初の申請から5年経過すれば、再度、申請できるようにしたと。ここも2万5,000円から5万円に補助申請してきて、千代田区はしております。その結果、やはりあの、申請する方の数も増えてきているというのが報道されておりました。そういう点ではやはり、この町民に、こういう施策が行き渡ることが大事だと思うんですが、もっとこの前向きに検討していただくようにはいかないのかどうか。再度、町長、答弁をお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 今ほど、具体的に千代田区の例を教えてくださいありがとうございます。我々としても、そういった千代田区はじめ、特別区、東京都23区の中の15区については、既にそういったことをなさっているということなんで、勉強していかなければならないというふうに思っております。

やはり、まさに本当に、そういうご苦勞なさっておりますし、今、具体的なこう、日常会話の中でご負担といいますか、どうしてもそのコミュニケーションが取りにくくなると、やはり、疎外感であったり、会話を楽しめない。テレビの音量も、まちまちになるんで、非常にそういう意味ではご苦勞といいますか、なさっているということは改めて受け止めております。やはり、そういった場合に、先ほど申しあげました制度設計の話申しあげまして、それに対して、既に15区がやっているわけだから、その辺は整理されているだろうということで、それはそれで勉強していかなければなりません、もう一つ、次に財源の話になると思います。やはり、ものが結構なものでありまして、2万5,000円から5万円という話ですが、それを考えていったときに、東京都の特別区ですから、東京都は交付税、不交付団体で、豊かな、昨今はコロナ禍でわかりませんが、財政は、本当に、大企業の本社が集中していますから、豊かなところだというふうに私は承知しています。そういった中で特別区なので、様々な、財源的な裏打ちがあるんだろうなというふうに想像しております。一方あの、先ほど、昨日もその財源的な町の状況ありますので、やはりその貴重な財源をどの事業に、どれほど配分していくかということが大事で、やっぱりそれは議会の皆様のご審議を経て、どの事業に、どういうルールで、いくら配分していくんだということが決定しておりますので、やはり、そのテーブルにのせていただいて、審議をするという段階までいくには、やはり財源の確保、配分の優先度、非常に検討しなければいけない項目が多くあると思いますの

で、非常にお辛い立場の方であったり、ご不便を感じて、また経済的にも大変な方、コミュニケーションを楽しめない。様々そういったご苦勞はわかりつつも、これについては誠に恐縮ですが、引き続き、検討させていただきたいなというふうに思っております。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 町長、財源の問題出されましたけれども、そんな数千万もかかる問題じゃないと。学校の給食費よりも私は、補助よりも、もっと安くて済む。保育所の補助よりも安くて済むという金額だというふうに私は思います。問題は本当にやる気になるのかどうかだというふうに感じておりますが。

で、この間ですね、高齢者の角度から質問してきましたけれども、ちょっと気になることもありましたので、この流れとの、趣旨とは若干違うんですが、例えばこの、18歳以下の子供さんの中で、いわゆる障がい、聴覚障がい児になってない、身体障がい者手帳持っていない方で聴力の検査というのは、したことがあるのか・ないのか。その辺わかれば教えていただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） お子さんが生まれまして、ちょっと、何歳児健診だかは覚えてませんが、聴力の検査を行いまして、難聴の場合、支障がある場合は専門のところに診てもらおうということで、出生者については行っておりますし、学校についても学校の健診のほうでやられているというふうに思っております。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） そうすると、学校での健診の中で、例えばこの、先ほど町の答弁ありました、30デシベルから70デシベル以下の該当している子供さんというのはこの間でいたんでしょうか。その辺について教えてください。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長、馬場一義君。

○教育次長（馬場一義君） 健診の中で聴力の検診というようなことで、今のところ、今持っております情報としては、そういった方はおられないと。ただ、それ以外の時期に、何らかの要因で聴こえにくいといったような訴えがあったりとか、そういったケースもございますので、そういった時には専門医を受診してもらって、判断をしてもらっていると、そのようなことがございます。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 町（聴き取り不能）も出て、専門医に診てもらって対応していると。で、その中身というのはあれですか。学校での対応ですか。例えば医者のところでの対応になるのでしょうか。その辺について、もう少し詳しくお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長、馬場一義君。

○教育次長（馬場一義君） 健診の中で、その結果が出る分については、学校のほうでも把握をしておりますけども、健診以外の時期に、自主的に聴こえにくいといったようなご相談があった場合は、ご家庭のほうで専門医を受診をしていただいております。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 先ほども申しあげましたように、今回、この質問には入れてなかったのですが、聴こえにくいという問題でちょっと幅広げてしまったような質問になりますが、ご容赦お願いしたいと思います。

私、この高齢者の難聴だけで調べてましたら、やはり、この子供さんの中でもやはり難聴の問題があるというのがわかりました。というと、やはりこの、子供さんで難聴があって授業を受けていけば先生の話が聴こえないということもあり得るんじゃないかなと。そうしますとね、一緒の教室にいて、同じ授業を受けていて、わからないとなれば、やはり、子供さんにとっての授業の機会均等性という点からも、大変困難な状況に置かれるのかなというふうに思いましてお聞きいたしました。そういう点でこの、これも高齢者難聴と、それから18歳以下の問題では、その置かれている状況は違うと思うんですが、こういうところにもやはりもっと、町、目を配っていただきたいなというふうに思うんですが、そういう点では、やはり家庭だけ、お医者さん任せじゃなくて、やはり学校側から、町からすれば、先ほども言いましたように、教育の機会均等、どの子にもやはり、行き届いた教育を進めるということからすれば、そういうやはり、聴こえにくいという状況に置かれている子の状況を改善してあげるということも必要な課題じゃないかなというふうに私は考えているので、その辺の考え方についても併せて答弁お願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 教育長、渡部公三君。

○教育長（渡部公三君） 18歳以下の難聴、そういったことも現実としてはあり得るものだというふうに考えてございますし、学校教育の中においても、毎年、必ず健診、先ほど教育次長が申しあげたように、基本健診を行い、そして学校でもそういった状況を把握する。また一方では、通常の学校運営の中で、そういった聴こえの悪い、そういった子供たちへの配

慮。これは養護教諭等を通じまして学校では対応をしているところでございます。やはり基本的には、学校でもそういった真摯に、障がいのある場合を見逃さずに、そしてあの、教育の振興に努めているところでございますが、なにぶん、やはりあの、日々、生きておりますと、健康を害することもあるわけです。そういったところについては、担任を通じまして、養護教諭もそうですけども、通じまして、保護者と連絡を密にしまして、その対応、それは基本的には家庭の対応ということにはなりますが、そういった情報共有を密にしまして、そういった取りこぼしのない教育に努めているところでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 今回で、この補聴器の補助の問題については3回目になっています。そういう点ではやはり、最後になりますけれども、是非、地方自治法の1章・2章の関係のところ、やはり町長答弁もありましたけれども、町民に必要なことは実施していくという立場で、議会でこれ、提案されれば、反対する方は私はいないというふうに思っていますので、議会側は十分対応できるものということで、是非、町長、思い切って、この実現できるように検討を進めていただきたいというふうに思っております。

先ほどのあの、追加で申し上げますと、15歳以下、ちなみに、千代田区では12万7,000円補助しているそうです。これは参考的に申し上げておきますけれども、そういう点で町民が、農協さんと只見支部でもこの間、町内にアンケートを配付しまして、120通ぐらいの回答が今、寄せられております。その中での、この難聴に対する、やはり望む町民の声も多く寄せられておりますので、そういうのも念頭に置いて、是非、善処をお願いしたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 私のほうから1点、お知らせしたいと思いますけれども、今、難聴児。18歳未満の児童のほうで千代田区のほうで助成があるというお話でしたけれども、只見町でも18歳未満の児童について、両耳の聴力の（聴き取り不能）30デシベル以上70デシベル未満の児童については補助制度がございます。こちらのほう、県の支援もございまして、一度あたりの基準額が15万円ということで、自己負担は3分の1ということになっております。なお、詳細については細かな基準がございますけれども、お知らせいたしま

す。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

これで、8番、山岸国夫君の一般質問は終了いたしました。

昼食のため、暫時、休議します。

午後の開始時間は1時ちょうどといたします。

休憩 午前11時36分

再開 午後12時58分

○議長（大塚純一郎君） 全員お揃いですので、午前に引き続き会議を開きます。

最初に、保健福祉課長のほうより、発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 先ほど、8番議員の最後の私の答弁に誤りがありましたので、訂正いたします。

難聴児の補聴器の購入補助でございますけれども、私、町の事業と説明いたしましたけれども、正しくは県の事業でした。

訂正し、お詫び申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） それでは、一般質問を続行します。

4番、菅家忠君の一般質問を許可します。

4番、菅家忠君。

〔4番 菅家 忠君 登壇〕

○4番（菅家 忠君） 4番、菅家でございます。

通告書の基づき、一般質問させていただきます。

質問の事項は、多様な選択ができる住宅の整備についてでございます。

質問の要旨を申し上げます。昨日も町長答弁でございました、穴の空いたバケツ論というものがございます。そちら、今回の私の質問の要旨の最初の想いとなっております。

今現在、住んでおる町民の皆様がですね、只見の外に出て行ってしまふ。穴が空いてしま

うということですね。なので、いくら移住者を促進しても穴が空いていく。町民の方が出て行ってしまっただけでは人口減少は加速すると。そこを危惧した内容となっております。

それで今回の一般質問をする前にですね、以下の、これから述べることの事項を共通の前提としたうえで議論を深めていきたいと思っております。

一つ、国の制度を越えた公営住宅の運用はできないこと。二つ、公営住宅の主目的は、住宅に困窮する低額所得者に対して安価で低額な家賃で賃貸し、生活の安定と社会福祉の増進に寄与すること。三つ目、当町には様々な形態の公営住宅があり、時代に合わせて最適なものを作ってきた経過があること。

今回、一般質問するうえにあたって、調べたことでこの認識を持っておりますが、私の発言の中で、この後、誤りがありましたら、その都度、ご指摘をお願いします。

関係人口増加を掲げる当町において、今必要な政策は、移住者・子育て世代に優しい、多様な選択ができる住宅の整備をすることだと考えます。

入居希望者を顧客に例えると、町はカスタマージャーニーに沿った情報戦略ができているのかを問う。カスタマージャーニーとは、顧客が商品やサービスを知り、購入・利用意向をもって実際に購入・利用するまで、また、利用後に廃棄するまでに、顧客が辿る一連の体験を旅に例えたもの。こちらはマーケティングというものでよく使われる考え方だそうです。

移住希望者や子育て世代が町に新たな住居を考える際に、どこで苦労しているのか。住んで満足できる住宅に過不足はないのか。現状の分析と評価を伺います。

例えば、耐用年数を越えた町営住宅を用途廃止すれば、所得制限を外すことができます。安価な固定家賃の賃貸住宅に転換すれば、単身の移住者が入居しやすいと考えます。只見に住みながら地域の方々と交流を深め、家を探す時間があれば、失敗の少ない選択ができると考えます。固定家賃になれば、町の担当課も複雑な家賃計算の事務も減り、現在の制度を活用したシンプルな仕組みにできると考えます。

子育て世代から人気があると感じる特公賃住宅がもう少しあれば、町営住宅の収入超過者も入居することができるのではないのでしょうか。仮に、新築奨学金、そういったような町独自の金利優遇制度があれば、収入超過者の新築の家づくりの後押しになるのではないかと考えます。

医・職・住。こちら、医療の医、職業の職、住居の住。そういった時代と言われておりますが、医・職・住の変わらない住について、町長の考え方を伺います。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） 4番、菅家忠議員のご質問にお答えいたします。

多様な選択ができる住宅の整備についてのご質問ですが、共通の前提として挙げていただきました1点目、2点目は公営住宅法に基づく町営住宅、3点目については、その他の町営住宅と認識いたしました。

また、関係人口増加のためには、移住者・子育て世代に優しい、多様な選択のできる住宅を整備することが有効な手段の一つだとの菅家議員のお考えですが、私も同様の考えであります。

これまで、住宅困窮解消による町民生活の安定と社会福祉の増進、定住を促進する目的で、様々な形態の町営住宅の整備を進めてまいりました。

町営住宅整備の経過であります。当初は公営住宅法に基づく住宅整備、平成4年度に若者定住促進住宅の整備、平成16年度から20年度に特定公共賃貸住宅の整備、平成25年度と平成30年度に定住等促進住宅の整備、平成26年度から令和2年度には、借上げ型賃貸住宅の整備を行っております。

また、平成29年度には公営住宅法に基づき設置した住宅2棟10戸を用途廃止し、所得要件を外した賃貸住宅として活用を図っている事例もございますし、公営住宅の空室を有効活用するための対応策として、令和3年からはみなし特定公共賃貸住宅の運用も開始したところです。

また、住宅環境の改善のため、平成27年度から令和4年度にかけて長寿命化改修工事を実施しております。

議員お質しの、移住希望者・子育て世代が町に新たな住居を考える際にどこで苦労しているかの現状についてですが、移住希望者については地域創生課が窓口になり、関係課と連携して空き地・空き家バンクの紹介も含めた移住相談ができる対応をしております。町営住宅についても随時募集を行っており、みなし特定公共賃貸住宅としての活用を始めましたことは子育て世代への対応にも関連するものであると考えております。

また、新築奨学金のような制度につきましては、本年4月から定住促進、空き家の有効活用を図るため町内に住宅を取得し居住する世帯主を対象に取得費の一部を補助する制度を創

設したところであり、これが定住や新たな住環境への切替の後押しになるものと考えております。

なお、住宅整備については今後も需給バランスを十分把握しながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） では、追加質問をさせていただきます。

その前に、議長、資料の配付を許可いただきます。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） 今お配りした資料はですね、傍聴、各振興センターで傍聴されている方にも見ていただけるように、少部数ではありますが、職員の方において配置させていただいております。

傍聴、各振興センターで傍聴されている方は職員の方にお声掛けてください。

まず、今回のところですね、一番、私のほうで大きくお伺いしたいところは、今住んでいらっしゃる方の満足度だとか、そういったところですね。現状の分析というところと、町がどのように、住んでいらっしゃる方を見ているのかというところを一番重要視しております。

その考え方として、わかりやすいところとして、カスタマージャーニーというものの考え方として、今回、少し使わせていただこうと思っておりました。

関係人口増加というのはですね、只見町を選んでいただくことだというふうに考えております。町外の方に只見を選んでいただく。そうすることというのは全国の自治体がライバルになるというふうに考えております。つまり、只見町という商品売るにはマーケティングという民間の考え方が必要になると私は思っております。

今、只見町では、その民間のマーケティング、お客さんを集めるだとか、商品売るといった考え方、特にお客様を集める、周知させるという考え方が少し不足しているのではないかと思っておりましたので、この考え方で町営住宅の話を進めさせていただきたいと思っております。

こちらの資料の、カスタマージャーニーというところを少し説明させていただきますと、こちらはカスタマージャーニーというのは、顧客の旅というもので、直訳すると、そういう

ふうな形になります。先日のですね、5番議員の、建設業の方々、の方の募集が集まらないといったところを少しとりますと、就業して辞めるという方と、募集にこないという方が、二つ、その段階があるということなんです。なので、同じ政策、同じことは、違うアプローチをしなければ、その方は集まらないし、離職してしまうということなんです。なので、今はその顧客が、今どの段階にあるのかというところが、こちらの潜在客と書いてあるところから6段階ほど大きく分けてあるというところの考え方がこちらです。

町営住宅に置き換えて考えてみますと、この6段階をどのような段階になっていくかと考えますと、町営住宅があるというものを全く知らない方が最初の段階。次は町営住宅を知っている方が次の段階です。町営住宅、住居を検討する方というのが次の段階です。その方に、その次が町営住宅に住み始めた方。そして、町営住宅に住み続けている方。その次が町営住宅に満足して住んでいる方。この6段階ほどがあると考えております。それで、この段階はどんどん、右側に、満足していただくために、どのような政策、方法、アプローチをしていけば、そっちの、満足していただけるようになるかというものの、行うべきサービスというものが次の下段に書いております。

今回、私のほうで町営住宅について、住んでらっしゃる方など、いろいろお話を聞いたところですね、その下の不足している箇所というのが、ここの大きく2点あるのではないかなというところで今回、問題提起をさせていただいております。一番最初ですね、広報、営業、周知という部分が、大きくここが不足していると私は考えておまして、全国、ほかの自治体と比べますと、只見町のホームページにはですね、町営住宅の情報が非常に少ないように感じております。

また、住んでらっしゃる方に対してですね、何人かの方がおっしゃったのは、自分の来年の家賃がわからないという方が何人かいらっしゃいました。で、町営住宅を退去されて、自分の家を新たに、家を借りていらっしゃる方だとか、そういった方、町営住宅に住んでいた経験がある方にお話をしても、来年の家賃がわからなかったと。で、退去された理由としましては、家庭環境の変化ですね、がありまして、いわゆる町営住宅の所得制限より超えて、家賃がかなり大きく上がったために退去したという方もいらっしゃいました。で、その算定基準というのは後でお話、資料にまとめておりますので、いくんですけれども、住んでいる方々に適切な情報を提供すれば満足度は上がるというふうに考えております。なので、例えばその、来年の家賃がわからないという不安を持ってらっしゃる方が何人かいるという結果

が出たのであれば、そういった方々にですね、家族は奥様が働きだした。もしくは子供が小学校に上がった。そういったところは家賃算定のところに入ってきますので、そういったところの情報提供を町からできる仕組み。もしくは、いつでも来てくださいと。そういった広く周知する時、家賃の通知をする際には、来年の家賃は、算定はこのようにいろんな基準がありますから、ご不安な方はいつでも相談窓口に来てくださいというようなサービスがあれば、住んでらっしゃる方の不安も減り、満足度が上がるのではないかなと考えております。

一旦、ここまで、そのカスタマージャーニーという考え方を基に、町民の住んでらっしゃる方の、町営住宅に住んでらっしゃる方の私なりの分析と評価というものをして述べさせていただきました。

一旦、こちら、私の説明聞いて、町の考え方お伺いしたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長、横山伸成君。

○町民生活課長（横山伸成君） 今、ここまで、菅家議員にご説明していただいたところについて、重要な点として2点ということで、広報・営業・周知。そしてあの、いわゆる町営住宅の情報不足していること。そしてあの、来年の家賃等についてでございますが、確かにあの、すみません、委員ご指摘のとおり、ホームページ上にはちょっとあの、なかなか情報が非常に少ないということがございますので、これにつきまして、住宅の募集などはおしらせばんでやっているところなんですけども、まずあの、この回数についても内部で検討をしております、かなり、まあ、増やしていこうということと、あとホームページ上でも同じようにこう、募集の状況ですとか、そのようなものを同様に上げていこうということで、今検討をしていたところでございます。

続きまして、来年の家賃がわからないという点でございますが、実はあの、正確に家賃を出そうとすると、これ、実は国のほうからいろんな数値示される時期などの関係もございまして、遅れてしまうというところがあるんですけども、おおよそということで、やることは可能でして、実は私、昨年度、この担当しておったんですが、私担当しているときには、入居される方については、ちょっと一声、そのようなことをやっていたんですけども、やはり皆さんわかるように、その辺についての周知等もして、相談窓口、いつでも、いつでもというわけにもいかないですけども、広くわかっていただけるようなふうに改善をしていきたいなというふうに考えてございます。確かにあの、その来年の人がどうなるんだとか、そういうところによってもかなり変わってくるところがございますので、その辺、改善をしていき

たいというふうに考えてございます。

○議長（大塚純一郎君） 4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） 誠実なご答弁ありがとうございます。

町長答弁でいただきましたですね、住宅取得に関しての支援事業が今年度から開始しておりますというところ。こちら、私の勉強不足でございました。情報ありがとうございます。

あとですね、こちら、資料のほう、次めくっていただいてよろしいでしょうか。

こちら、2ページ目・3ページ目なんですけれども、町営住宅を今回、質問するにあたって、いろんなことを調べたところですね、非常にあの、その都度その都度、最適なものを町民の皆様提供しようというところが条例から読み取れました。そのうえでですね、今現在が、なので非常にややこしい状態になっているなというところが今回の感想でございます。そのために今回、ちょっと資料を用意しないと少し説明が難しいためにご用意しました。

今、条例としましては七つ、条例がありまして、それぞれ住宅、それに則ったいろいろな入居制限、所得制限、建物の特徴などがございます。こちらをですね、なかなかこう、この上の表だけ見てですね、自分はどこに入れるのかというのを理解するというのはかなり難しい作業になるなというふうに感じております。少し、色が濃いところが、その特徴的な部分、箇所というところで少し薄い色を付けております。こちら、今回用意したのはですね、ホームページのほうに、いろいろなその子育ての支援だとか、移住の支援があるというのは、上の段階のものは時々見受けられるんです。まだないものも、掲載されてないものもあるなど感じておりますが、上の状態であるんです。けれども、それがじゃあ、自分になったら、自分はどれが該当するのかというものが非常にわかりにくくなっているというのを感じております。

そのために3ページ目、下のようなフローチャートといわれるように、例えば世帯所得が15万8,000円以下でしたら、あなたはこの住宅になります。21万4,000円以下でしたら、そのうえでこの条件でしたらここになりますといった、こういった図がありますと、自分はここに入れるんだというのがわかりやすくなって、しかも、その条件というのが見やすくなっているかと思えます。こういったものが町のホームページ、上だけの情報だけではなくて、こういったフローチャートというものがあると、非常に、住宅を選択するときにはとても選びやすくてわかりやすくなると思えます。こういったものを作ってホームページなどに掲載しようというところを是非、ご提言したいところなんですけれども、こちらの今

の現状の条例の一覧と下のフローチャート図。そういったところのご感想をひとまずお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長、横山伸成君。

○町民生活課長（横山伸成君） 菅家委員には、大変見やすいこの一覧や、このフローチャートのほうを作成していただきましてありがとうございます。

今、パッと見まして、合ってる・合っていないところまではちょっと言えないんですけども、本当にこう、一つの参考とさせていただければというぐらいにわかりやすいのかなというふうに思いますので、これをひとつ参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（大塚純一郎君） 4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） 移住者の方だとか、世帯で町営住宅に住まわれている方で、やはりその制度をこれだけ、七つの条例があつて、制度がしっかり理解して、自分がどこに当てはまるというのは、なかなか難しいと思いますので、こういったところ、こういうものがあると、町の担当の方が替わられてもご対応がしやすくなると思いますし、まずはこういったもので大きく、流れというもの、町営住宅というものはこれだけ種類があるというのをわかりやすくお知らせするところが非常に重要かと思っておりますので、そういった周知のほう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

こちら、あと次を、2ページ目の一番上のところですね、今回、もう一つご提言したいところがありまして、町営住宅というのは只見町で今71戸あるという形で条例に載っております、こちらが町で一番多い住宅になるかと思ひます。建物の特徴としましては鉄筋の住宅の3階建ての町営住宅とイメージが付きやすいあちらの建物なんですけれども、あちらの所得制限というものが、世帯収入が15万8,000円もしくは21万4,000円という形になっております。こちらをですね、超えるとどうなるかというところが、めくっていただきますと、こちらが4ページ、めくっていただきますと4ページ目に、収入超過者の割増家賃額というものがこちらでございます。こちらというのは、入った時には所得制限を満たしているんで入れると。けれども、その後、結婚をした。あとは奥様のほうが働きだしたとなると、世帯の所得が変わりまして、家庭環境変わりまして、その収入の所得制限の枠を超えた方々というものが収入超過者と言われるそうです。そうしますと、その方々は退去義務に近いようなものがあるというふうには書いてありましたが、その間には家賃の額を、家

賃を割増でお支払いをされていくという制度となっております。こちらは国の公営住宅法なので、町の条例ではなかなか手を付けようがないというところは理解しております。で、こちらの収入に対しての割増額がこの表になっております。ここでその、最初に申し上げたその分析と評価というところをもう一度お伺いしたいんですけども、町、今、只見町のこちらの町営住宅71戸ほど、空き部屋もあるかと思うんですが、そのうちですね、収入超過者の世帯数を、もし、よろしければ、どのぐらいの世帯の方が収入を超過されているのかをお伺いしたいと思います。こちらはその、過不足なく住宅が提供できているのかというところを知りたくてお伺いしたいと思っております。お願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長、横山伸成君。

○町民生活課長（横山伸成君） いわゆる公営住宅法に基づく住宅、町営住宅の収入超過者の数ですが、すみません、ちょっと今、手元にないんですけど、8件ぐらいだったと思います。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長、横山伸成君。

○町民生活課長（横山伸成君） すみません。なお、明け渡せっていうようなことを言っているものではなくて、公営住宅法でも、その努力義務というような位置づけになっておりますので、ご了解ください。

○議長（大塚純一郎君） 4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） 努力義務の件、承知いたしました。

そうしますと、また資料、慌ただしくなりましたすみません。また、戻っていただいて2ページ目のところの住宅の一覧を見ていただくと、こちらは特定公共賃貸住宅、3番のところですね。こちらが、先ほどの町営住宅に比べて、こちらは6戸しかございません。こちらの6戸。特定公共賃貸住宅というものは、ざっくりと書いてあるところ見ますと、中堅所得者層に向けた世帯ということでございます。なので、世帯所得の制限のほうが、先ほどは21万4,000円でしたけれども、48万7,000円の世帯所得の方々まで入居ができるという条件になっております。先ほどのですね、町営住宅の方々のところの住宅は、不足はないのではないかなと思っておりますが、こちらの中堅所得者。主にファミリー向けの世帯の方々該当するのではないかというところ。こちらが町として今不足をしていると感じております。そのうえで町も、4番のみなし特高賃住宅というもの。こちら条例の制度を変えて、そこが今は確かに少ないと。そのうえでこういった制度を利用して、中堅所得者の方々、ファミリー向けの方々に住居を提供しようというところ。そういったことを実施されている

ところは理解しております。ですので、そういったところの、さらにいろんな考え方と、いろいろなことがあると思うんですけれども、そういった、今実際にはこうだから、今現在は、今足りてないけれども、例えば5年後・10年後と、こちら耐用年数というものがあると思いますので、そういったところを見据えながら、丁寧な設計というものが必要になってくると感じております。今後、町営住宅ですね、こちらいろんな制度があるかと思えますけれども、今後の、少し先見通すのは難しいと思えますが、どのような町営住宅を人口ビジョンとともに設計をしよう、造ろうというような、そういったところ、何かございましたらお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 今、住宅整備の関係のお話がありました。さらに、中堅所得者層の住居が少ないのではないかというご指摘がございました。またあの、お話の中で、今年4月から、みなし特高賃住宅の制度始められたということについてもお話いただきました。町としましても同様に、同様な認識を持ってみなし特高賃住宅の制度を開始したわけがございますけれども、今あの、募集始めたのかな… 改めてまた募集開始されていると思えますけれども、その応募状況等踏まえまして、勿論あの、みなし特高賃住宅については様々な要件がありますので、その公営住宅の空き状況を踏まえつつ、みなし特高賃住宅の増についても検討はしてまいりたいというふうに思っております。

併せて、町長答弁にもありましたとおり、住宅整備につきましては需給バランスも考慮して整備していこうと、いくというような答弁もございますので、全体的なそういう需給のバランスを考慮して検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（大塚純一郎君） 4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） では、少し、条例に係るところのご提言をひとつ、させていただきたいと思えます。

こちら、5ページ目のところなんですけれども、こちら、左側が公営住宅法の記載のしてあるところ、入居者資格というものでございます。真ん中のところは公営住宅施行令となっておりまして、こちらと同じく入居者の資格となっております。一番右側の列のほうが見見町の町営住宅条例となっておりまして、こちらが入居者の資格等となっております。全て、入居者の資格というところで比較をしております、公営住宅法から順次していくと申しますか、そちらが強い法律となっております。公営住宅法のところにはですね、入居者資格は

どのように書いてあるかという、入居者の心身の状況又は世帯の構成、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要がある場合として条例で定める場合と、地域の実情に沿った形で条件を作って良いというふうに読み取れるかなと思います。その下のところは入居の際の収入の条件として、政令（施行令）ですね、で定める金額以下の事業主体が条例で定める金額と書いてありまして、事業主体というのは町になりますので、それではその政令で定めている金額がいくらかと申しますと、真ん中の政令では25万9,000円という形で定められております。では、只見町ではどういうふうなものになっているかというと、21万4,000円というふうに決められております。こちらをですね、例えば、子供がいる世帯だとか、ご高齢のみの世帯の方々だとか、そういった方々には15万8,000円の世帯収入の制限ではなくて21万4,000円までの所得制限で大丈夫ですというふうに、緩和措置というか、そういったのがとられている数字です。ですが、国の定めているものよりも、基準よりも低い数字となっております。で、その下のところですね、もう一つの条件のほうはですね、先ほど述べた条件以外には、低所得者の住居の安定を図るための必要なものとして政令で定める金額で、事業主体が定めてくださいと書いてありまして、政令では15万8,000円。同じく町の条例でも15万8,000円となっております。ですが、今回その、条例の変更箇所というところは、ご提言したいところは、ここの世帯所得の制限ですね。21万4,000円を25万9,000円に上げますと、どのようなことがあるかという、先ほど申し上げました収入の超過者という方々が、の数が減らせるのではないかなと考えております。で、町営住宅の目的はですね、家賃収入で税収を上げることではないというふうに公営住宅法で私は読みとっております。ですので、条例の金額を25万9,000円に増額し、同居者の要件も緩和すればですね、収入超過者が減ると考えております。そうしますと、ここの収入超過者のところというのは、主に共働きの方のところではないかなと私は見ておりまして、そうしますと子育て世代に非常に優しい只見町の条例になるのではないかと考えております。

最後めくっていただいて、こちら6ページなんですけれども、今回、こちらの提言の基となったところなんですけれども、こちらは兵庫県の加西市の町営住宅を案内しているホームページに記載されてあったものでございます。上からですね、高齢者であったり、障がい者、戦傷病者の方々だとか、そういった方々というのは同じような、只見町の条例と同じなんですけれども、違うところはですね、下の二つでございます。只見町の世帯の緩和条件という

ものは、小学校に入ったら21万4,000円から15万8,000円になりますよと、緩和措置がとれるんですけども、この加西市というのは中学校を卒業するまで緩和措置します。世帯の所得が上がっても良いですというふうな条例なんです。で、その金額が、こちらが25万9,000円なんです。で、これは国の制度に則って、子育てしやすい町にしようという町の意味が汲み取れる条例になっていると思います。で、その下の若年夫婦世帯。こちらですね、25万9,000円の要件となっております。ですので、一律にですね、今ある制度をそのまま活用して21万4,000円のままいくのではなくて、町は今どの世帯で、どこの方々に町に来てほしい、もしくは定住してほしいと、そういう意図が見えるような条例に変更することで、そういった方々が住みやすい町になるのではないかなと、こちら加西市のほうを事例を見まして、今回、条例の改正のご提言という、その箇所が、こうすればもっと、もっと優しい町と申しますか、そういった町になるのではないかという意向でございます。

こちら、私のほうで調べたことですので、誤りなどがあるかと思いますが、そのあたりなども踏まえまして、こういった先進事例を踏まえて、只見町、今現在のお考えをお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長、横山伸成君。

○町民生活課長（横山伸成君） ご提案、また資料のほう、ありがとうございます。

まず、5ページ目でございますが、只見町が21万4,000円にしたというのが、ちょっと経緯がございますので、ちょっと説明させていただきます。これあの、国の法律の改定等がありまして、それに伴って公営住宅法のほうが平成24年に改正されております。本来、公営住宅というのは比較的、所得のそう多くない方のためのセーフティーネットという目的がまず第一にあるのかなと思うんですけども、そこで、料金体系ですとか、様々、ちょっと変わってございまして、この段階で、まずあの、基準額となる15万8,000円というのは、参酌基準として示されておまして、それを超えない範囲で制定することになるということで、町のほうもその時に条例のほうを改正した経緯がございます。そして、あと国のほうで示されている上限の基準の21万4,000円ですとか、25万9,000円というところなんですけども、これもあの、おそらく参酌範囲ということで示されておまして、何故、21万4,000円にしたかというところだったんですけども、実態としましては、ほぼほぼ21万4,000円のところが、市町村が多いのではないかなというふうに私もちょ

っと見ていて思っているところなんですけど、まずあの、25万9,000円に上げた場合なんですけども、上げた場合ですと、やはりあの、そのまんま、なんていうんですかね、基準を上げると、今度、その先に、またこの高額所得者というような区分が出てくるんですが、そこに至るまでに、非常にこう、短期間で、今度、その階層にいつてしまうと、退去しなければならないという事案もありましたし、21万4,000円でその当時、需給のバランスを見ますと整っておりましたということもございますので、それで安易に上げて、退去になってしまうまでの期間を短くするより、ここで21万4,000円ということを進めて、行っていくということで、条例改正されたというような経過がございます。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） 今までの経緯、理解できました。ありがとうございます。

こちらの町営住宅法のところの、1番、2番、略）と書いてるんですけど、只見町条例のところですね。こちらのほうは、先ほど、一番最後の表にあるような、障がいを持ってらっしゃる方だとか、高齢者の方々はその金額で良いよというところなんですけれども、特に私のほうは、その要件までは変えなくていいと思っているんです。なので、特徴づける町にしたいなと思っております。一律で21万4,000円よりは、関係人口を増やそう、子育て世代の層が薄い、人口増加を目指そうという町であれば、そういった子育て世代に対してしっかりと応援してますよという文言があっても良いんじゃないかなというところで、その3番の箇所、小学校までというところの要件を中学校までにしたりだとかですね、そういった金額の変更というところは検討しても良いのではないかなと。先ほどのご答弁は平成24年で行ったので、町の考え方も8年経てば変わっておるかもしれませんし、状況も変わっておるかもしれません。そういった今ここで結論を求めるところではないと思っておりますので、そういったところですね、町の子育てしやすい町というもの、若い世代のほう活躍できる町というところで、町がバックアップできる要件としての材料の一つとして、こちら、今回ご提言させていただきました。

一旦、こちらの資料を使ってのご提言というのは以上でございます、少し、あと細かいご質問をさせていただきたいと思っております。

町長答弁にございました、住宅の取得の支援事業のところなんですけれども、こちら、私、今回、かなり調べて臨んだつもりなんですけども、こちらを見落としておりました。こちらという

のは、ホームページ、今現在、掲載はされていらっしゃるでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） すみません。こちらのほうの住宅取得事業補助金なんですけれども、町内のおしらせばんのほうにはご紹介をさせていただきましたが、ホームページのほうはまだ未掲載となっております。

○議長（大塚純一郎君） 4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） そうしますと、私が一番最初にお伝えしたところですね、その情報の周知というところですね、その優先順位。今、どこの人達に、どの情報を届けようかという、町民の顔が見えていると、この情報がここだなというので載るのではないかなと思っております。少し、今回、そこで少し残念に感じたところはですね、こちらの住宅取得の支援事業のこちらの概要がですね、移住者向けの定住ガイドブックのPDFにはホームページございまして、そちらには掲載してあるんです。2021年版として正確な情報が出ておりました。けど、そこ以外には掲載がされておられません。若者定住支援事業といったところは掲載がありました。ですので、移住者の方々に情報をしっかり届けようという意思是町のホームページから見られるんですが、今住んでいらっしゃる方というところは、おしらせばんのみのご案内で足りるのかというところが少し感じているところでございます。只見町の町営住宅条例の中でも、町の広報誌で周知することというふうな記載がございました。で、町営住宅ではない、例えば借上住宅だとかというのは広報誌とは書いておりませんで、その、例えば広報媒体のようなものという形で読みとれまして、例えばホームページでも掲載できるというか、していこうという意思は見れるんですけれども、町民の方向けでもですね、おしらせばんよりは、しっかりと、その情報が充実しているホームページのほうが良いと思っております。ですので、先ほど、まだ掲載されておられませんというご答弁でしたので、これから順次、掲載されていくと思いますので、そういった町民の方の顔を思い浮かべながら掲載ができると、その適切な情報が、適切な方に届くのではないかなと感じております。

あと、もう少し、町営住宅に住んでいらっしゃる方と少しお話したときに、気になることがありましたので、少し、そのあたりをおわかりになる場所がありましたらお伺いしたいんですけれども、お風呂ですね。お風呂。町営住宅の条例にはですね、入浴設備は設備は整うことと書いてはあったんですけれども、お風呂の浴槽は、入居される方の負担ですよというお話が何人かしてらっしゃいまして、既に入居を希望した部屋にはお風呂が、浴槽がある

のは、前の方が置いていったからで、基本は入居者の、新たにされる方が持ってくるよという方がいたんですけれども、私、ちょっとあの、知識不足だったもので返答は控えたんですけども、そういったところはいかがでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長、横山伸成君。

○町民生活課長（横山伸成君） 以前はそうだったんですけども、今は全て、浴槽・ボイラー。町のほうでやっていると認識しております。

○議長（大塚純一郎君） 4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） あと同様にですね、例えばエアコンを設置したら、退去の時にはエアコンを取り外して、穴も塞いでいってほしいというところ、言う方がいらっしゃったんですが、そこはいかがでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長、横山伸成君。

○町民生活課長（横山伸成君） 穴を塞ぐ件でよろしいでしょうか。穴を塞いではいいただきますが、壁を全部埋めろということではなくて、簡易的に、エアコンダクトを塞ぐようなものでも大丈夫なはずですので、そこはやっぱり、穴空いたままだと、外気と直接なくなってしまっ、て、損傷になってしまいますので、最低限のことで塞いでいただくというようなことで退去者の方にはお願いしていて、よく市販でありますプラスチックのカポットやる蓋のようなものでご案内はしているところでございます。

○議長（大塚純一郎君） 4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） ありがとうございます。

あともう一つ、少し、若者の定住支援事業についてのご質問が漏れておまして、そちら少し確認させてください。今、町のほうはですね、若い世代だとか、移住者の方にとっても厚い支援があるというふうに感じております。そこで、少し中身のところの確認なんですけれども、若者の定住支援事業というところの補助はですね、引っ越しの費用だとか、家賃の補助をしてくださるといところ見受けられるんですけども、補助の対象経費の期日がですね、移住した日の属する月から12ヵ月の間に要した費用と。ざっくりいうと一年間の費用をみますというところございまして、申請の期間もですね、移住した月の属する月から12ヵ月以内ということで、一年間の費用をみますけれども申請する期間は一年以内でお願いしますと記載をされておりました。そちらの意図が少し読み取れなくて、普通であれば、只見に定住する意向を示してくれてありがたいということで、この制度があると思うんですが、

そうしますと、一年間丸々使った費用はこれになりましたと。それから、例えば決算があって、申告まで少し時間があるように、一年間の費用はこれでした。では、その申請の期日は一年半後でもよいのではないかなと思いました。こういった非常に細かいところなんですけれども、誰のための制度で、どのような制度設計をすれば、その人が喜んでくれるかというところが、あまりこう、見受けられないというか、そこが本当に考えられて制度が設計されているのかというところが、この点で少し疑問に感じましたので、こちらの内容の整合性、期日だとか期間が、まず合っているかどうかの確認と、それについてのお考えをお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） 今、菅家議員のほうからご質問ありました若者定住支援事業補助金の関係でございます。おっしゃるとおりでございます。移住の対象となる経費につきましては12ヵ月の間に要した経費ということで最大30万円となっております。併せて、申請期間は移住した日から12ヵ月以内ということで、このあたりの期間、一緒になってございます。そのあたり、もう少し後でもいいんじゃないかというところのご提言でございます。現状、こちらの制度は移住したときにご案内をさせていただいております。その中でわかった月まで、12ヵ月かかった費用がしっかりわかるところということで、期間としては12ヵ月以内ということでさせていただいておりますが、今ほど申し上げたように、若干、わからない費用とか、あとからくる費用とかの部分については、そのあたりの猶予については若干はあるところでございます。ただ、あの、半年過ぎてとか、一年過ぎて、とかになってしまいますと、経過措置、それから移住の移動の関係とか、中には発生しない場合も限らないということで、なるべく正確な期間を把握したいということで、期限についても切っているというようなどころでご理解いただければと思います。

○議長（大塚純一郎君） 4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） 町の出納閉鎖もあると思うんですが、その期間は何ヵ月なんですか。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） 出納閉鎖期間をご承知おきのとおりだと思いますが、年度、例えば令和2年度の場合については、令和2年5月31日までとなっております。この制度につきましては12ヶ月以内ということで、その年をまたぐこともございますので、その執

行については、その期間を過ぎても、その分については、その年度の中でお支払いするよう
な形となっております。

○議長（大塚純一郎君） 4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） 出納閉鎖の期間をお伺いしたのは、町のほうは期日、2ヶ月、猶予が
あるわけですね。その考え方でいくと、正確なお金の出し入れだとか、そういう確認も、
2ヶ月の余裕があつて当然ではないかと思ひまして、例えばその申請期間は1年と2ヶ月が
あつても、何ら、おかしいものではないかと思ひまして、その期間をお伺いしました。いか
がでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） 確かに、町の期間については、2ヶ月の余裕をもってござい
ます。私、ちょっと制度のほうを、そこまでの補助金の中身、詳しく理解してございませ
んでしたので、実態を踏まえて、そのあたりも期間については十分に検討させていただいて、
今後反映をさせていただければと思います。

○議長（大塚純一郎君） 4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） この発言で今回の一般質問終わろうと思います。

今回、私のほうで述べたのは、町民の方の顔が見えているのか。住んでらっしゃる方々の、
住んでいて満足してらっしゃるのか。何か不満はないのか。それをどのように解消したらよ
かと、そういったところのところ。役場の庁舎の中だけで、かなりお忙しいとは思ひます
けれども、そういったやっぱり顔を見に行くという、町民の方の顔だとか、そういったと
ころというのが、制度の細かな制度設計の最後の部分に出てきて、町民に優しい制度になつた
りだとか、そうではないだとか、そういったところが出てくるんだと思ひしております。そう
いったところですね、これからその、例えば今回はカスタマージャーニーというものを使っ
て町民の方がどのような今、ところにいらっしゃるのかというか、顔がなるべく見えるよ
うな考え方を持って、では、この方々に、こういうことをしていこうという考え方一つを示さ
せていただきました。そういった町民の顔が見える考え方というのは他にもあると思ひ
しております。そういったところですね、どのような考え方もしくは仕組みで、これから担当課も
チームを組んで、いろんな制度を、いろんなところ、事業を実施されていくわけですので、
そういったところの、なるべく町民の方の意向が汲める仕組みというところを是非頑張って
取り組んでいただきたいと思ひしております。

最後、町長答弁のほう、お願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 具体的に、資料のご提供をいただいて、非常にあの、わかりやすく、また丁寧に、ご質問・ご提言をいただきまして、まずもってありがとうございます。

特に、住宅に関して言えば、昔は持ち家政策を推進してました。ので、住宅につきましても、本当に住宅に困窮されている方。あともしくは一時的。だから、いずれ親御さんと一緒に住まれるんだろう。もしくは只見の木材とかを使って建築されるんだろうという時代の中で制度ができてます。ので、そういった時代がずっときたんですが、ですからその、こういった賃貸住宅については、当初、一時的なもの。もしくは住宅に困窮されている方のためのものということで行政はやってきました。そういった法体系でできてます。ですが、やはり、時代が変わって、人によっては一生、賃貸住宅で良いという人も今増えていらっしゃいます。特に都市部なんかそうですけど。そうなった時に、所得も年々上がっていった時に、それが課題になっていくということで、先ほどらい、議員がご説明いただいているように様々な形態の住宅ができてきたし、町としても民間の力もお借りして、そのように整えてきたわけです。ですが、逆に、様々なものがあって、かえってわかりにくくなったということで、その複雑さが情報発信の不足と相まって、非常に必要な情報が届いていないという課題が起きているということでもありますし、様々なことをいただけてますけども、やはりこれはあの、住宅の問題だけじゃなくて、午前中の子育てであったり、福祉であったり、様々な課題について、これからのやっぱり行政、機構の話になりますけど、今すぐという話ではありませんけど、やっぱり、課題、目標に着目した組織にしていけないといけないと。あくまでも縦割りの組織は縦割りとしてありますけども、やはり移住者であるとか、町民の方の住宅困窮のこと含めて、子育て応援していくんであれば、もう一生に関わる、保育から、教育から、医療、就労、産業、全てに亘って、そっちのほうから、マーケティングとおっしゃいましたが、その顧客側から見た情報をちゃんと出す。顧客側から見た行政展開をしていくということが今求められているんだろうというふうに思いますので、おっしゃっていることはヒシヒシとわかっております。わかっておりますなんて、偉そうなこと言えませんが、わかるつもりです。ただ、今、それに合っていないということも本当に残念ながら、それも感じております。ですから、それをこれからも菅家議員はじめ皆様と協議させていただいたり、様々な関係者の方々のご意見をいただいて、やはりその方向を向いてやっていくことが大事だという

ふうに思っていますので、町営住宅も勿論であります、そういったことはまた今後一緒になってご相談させていただきたいと思います。

今回、本当に、具体的な資料の提案とご説明・ご提言をいただきましてありがとうございました。

○4番（菅家 忠君） 終わります。

○議長（大塚純一郎君） これで、4番、菅家忠君の一般質問は終了しました。

続いて、7番、中野大徳君の一般質問を許可します。

7番、中野大徳君。

〔7番 中野大徳君 登壇〕

○7番（中野大徳君） 通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

質問事項1としまして、2026年八十里越全線開通に向けたまちづくりであります。1としまして、道の駅については検討委員会の答申を踏まえ、順調に進んでいると考えておりました。現在までの進捗状況と完成までのスケジュールをお伺いします。また、課題はあるのかをお伺いします。2番、八十里越が開通すれば、県の試算によると、1日当たり1,800台通過すると試算されております。町は町内国道の危険箇所を早急に調査、把握し、県に要望すべきと考えますが、町長の考えをお伺いします。

2番としまして、温室効果ガス削減に向けた町の考えについてお伺いします。2050年までに脱炭素社会の実現を目指す内堀知事が、福島県2050年カーボンニュートラル宣言をされました。これを受けて町の考えをお伺いいたします。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） 7番、中野大徳議員のご質問にお答えいたします。

まず、道の駅の進捗状況につきましては、とりまとめいただいた只見町道の駅基本計画（案）のご提言や内容を基礎にしながら、福島県の道路連携軸を意識した只見町の道の駅建設について、具体的なスケジュールも含めて、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、町内国道の危険箇所解消につきましては、集落からの要望なども踏まえて、南会津建設事務所と毎年行っている地域課題検討会の際に要望しているところではありますが、狭隘区間や危険箇所の解消を早急に行なっていく必要があると考えております。具体的には、

小林地区と大倉地区をつなぐ明和橋周辺や長浜地区の桃木沢周辺など過去に交通事故や災害が度々発生した箇所や、災害が度々発生する中ノ平橋や堅盤橋などを含めて、議員お質しのとおり、高齢歩行者や自転車など様々な目線で危険箇所を早急に調査、把握し、道路管理者である福島県に対してしっかり要望してまいりたいと考えております。今後、議員各位にも要望活動を一緒に行なっていただく機会があると思っておりますので、ご支援・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、温室効果ガス削減に向けた町の考えについてであります。

まず、福島県知事が、福島県2050年カーボンニュートラルを宣言されたことについてであります。環境省では地球温暖化対策は、国、地方自治体、事業者、国民といったすべての主体が参加連携して取り組むことが必要であり、地方自治体には自ら率先的に取組を行うことにより模範となることが望まれておりますし、これを受けて県では率先して取組んでいくことを表明されたものと認識しております。また、県内でも7つの自治体が宣言をしております。

只見町は、豊かな生態系を有し、地域の自然資源を活用した持続可能な経済活動を進める地域として平成26年度にユネスコエコパークに登録され、自然保護と地域の人々の生活とが両立した持続的な発展を目指して取組んでいるところであります。持続可能な社会の構築という点において、当町におきましても地球温暖化対策、気候変動問題は喫緊の課題だと認識しております。2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることを目指すには、実効性のある計画が必要であり、そのためには現状の把握等の整理をする必要があると考えているところで、今後とも国や県の動向を注視しながら検討してまいります。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 7番、中野大徳君。

○7番（中野大徳君） ありがとうございます。

まず、今回、同様の質問が出されておりますが、私にとって正式の場で資料を基に道の駅について説明いただいたのは6月15日の全員協議会でありました。わずか3日前のことでしたので、このような質問・文書になってしまいましたことをまずもってお詫び申し上げます。

まず、再質問1でございますが、まず道の駅についてでございます。道の駅は町長のお考えによりますと、一番最初に聞いたのが5月の全員協議会の、その他の部分でお聞きしまし

た。その時は、唐突な話で、本当にびっくり、はっきり言いまして、しました。ただ、質疑の時間がなかったので質疑はできませんでしたが、いつ、変更になったのか。また、その考えは検討委員会答申書の内容にそういったものが含まれていて、そういった内容になったのか。まったくもって唐突でしたのでびっくりしたのを覚えております。その後、担当委員会に、只見駅前への賑わい創出事業を説明され、そして、事業計画案を示されました。3日前の全員協議会で同じ資料で説明を受けました。まず、その道の駅の、要するに位置を変えたいというお考えでありましたので、位置を変えるということは、町長は説明の中で、基本、それを基にして、答弁書にもありますが、答弁書には、基本計画、只見町道の駅基本計画(案)のご提言や内容を基礎にしながら、福島県の道路連携軸を意識した只見町の道の駅建設について具体的なスケジュールも含めて引き続き検討を進めていくというふうに答弁なさっております。この道の駅基本計画(案)のご提言や内容の中に、位置的な関係は含まれてありましたでしょうか。お伺いします。

○議長(大塚純一郎君) 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長(目黒祐紀君) 今ほどの道の駅基本計画(案)ということで、道の駅検討委員会からお示しをいただきました基本計画案の内容でございますが、その前提といたしまして、町のほうでまとめさせていただきました道の駅基本構想。この中で位置としては只見駅前周辺というところから、旧只見中学校跡地といったようなところを、まず一つの目途といたしまして、そこに造るという仮定の中で皆様方には検討をしていただいたといったような経過がございます。

以上でございます。

○議長(大塚純一郎君) 7番、中野大徳君。

○7番(中野大徳君) 昨日の質問の中でも、もし、例えば位置が変わっても、その道の駅のコンセプトをしっかりと守りながら進めていきたいんだという答弁がありました。しかしあの、今回の道の駅の基本計画、雨堤を前提とした計画の中には、それなりの、いわゆる基本計画、只見駅に隣接する道の駅ということでコンセプトがしっかりと定められていたはずでございます。位置を変えれば、このコンセプトは根っから崩れてしまうということにはなりませんか。お伺いします。

○議長(大塚純一郎君) 町長、渡部勇夫君。

○町長(渡部勇夫君) 最初に申し上げますけども、道の駅の位置を変えたいというのは、結

果としてそうなりますが、それが一番先にくるものじゃなくて、やはりその、計画案に入っております、これから道の駅をわざわざ造る四大機能、それを活かすためには、駅前では相応しくないということでございます。ので、決して、位置の変更が先にくるものではありません。駅前には、やはり賑わいづくりを創出していかなければなりませんし、JR只見線が来年、全線再開通しますので、駅舎の改修や賑わいづくり、併せて、役場庁舎が今なくなっています。駅前庁舎と言われる庁舎はありますが、従来の庁舎がなくなっていました。あと、雪まつりの会場になっております。そして、約1町5反くらいしか土地の面積がないと、私、記憶では思っていますが、そういった中で様々なことを盛り込んでいくのは非常に厳しいというふうに判断しました。ですから、いわゆる国土交通省の道の駅に登録する道の駅でなくても、鉄道の只見、まさに駅前ですから、そういったことを大切にしたい振興策、賑わいづくりは当然やっていかなければなりませんので、決して、トーンダウンするというのではなく、駅前の賑わいづくりは道の駅という登録する名前にはなりません、鉄道を中心とした賑わいづくりをしていきたいという考え方でございます。

○議長（大塚純一郎君） 7番、中野大徳君。

○7番（中野大徳君） 昨日と同じようなことで申し訳ございません。ですが、昨日の町長答弁を聞いておりますと、まず、その賑わい創出事業を、これは一年後ですから、それまでにスケジュールを、スケジュールも入ってますので、まずそれを創りたいと。それから、289号は5年後ですから、道の駅もそれまでに造りたい。さらには、駅舎も要望なさっていくと。そうすると、例えば田島の例も、駅舎の例も出されましたけども、当然、駅舎がもし実現すれば、中には、田島もそうです、テナントとして飲食部門、観光部門。それから物産部門。駅舎の中に入っております。そして、今度、駅を出れば、同じ三つの機能を抱えた、昨日質問したところ、常設だと。常設で考えているとおっしゃいましたので、それも。さらには、場所はわかりませんが、道の駅にも、さらに同じ機能をかなえたものが5年後にはできると。というふうに考えましたが、これは間違いのないですね。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 一部違います。というのは、駅舎が本来の改修できて、その中にインフォメーション、総合案内、飲食、物販等のものが盛り込んだ、そういう駅舎ができれば、駅出たところの簡易的な建物はなくてもいいというふうに私は思っています。そういった意味で簡易的な建物でありますから、あまり多額な投資をしてしまうと、もったいないわけです。

から、その辺の協議を進めていって、それが適うのであれば、簡易的な店舗は、それは撤去させていただくと。それがどうしても適わないのであれば、どういう駅舎、例えばインフォメーションだけになるのか。飲食まで入られるのか。その辺は協議を進めていかなければなりませんので、それも何十年もかけてるわけにはいきませんので、なるべく協議を急いで、議会の皆様と協議して、ギリギリのできるところまで要望活動とか、様々なことをやって、最後、ここまでだなというところが、線ができたなら、その中で、もし駅舎に入らなかったら、その部分は本格的なものにしていくとか、そういう段階的な考え方でおりますので、その点だけはちょっと、私の説明が足りなかったんだと思いますが、一部違いますので申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 7番、中野大徳君。

○7番（中野大徳君） 今日現在、今現在、例えば、傍聴なさっている方は昨日あたりから、道の駅はあそこにはできないんだというふうに初めて知った方もかなり多いというか、ほとんどが、町民はそうだと思います。見られた方は。それまでは、それまではというか、初日の全員協議会までは、当然、町民に周知する手段も、術も、することもなかったですから。あの周辺に道の駅はできるものだというふうに思っていると私は認識しております。最後に町民に周知したのは、広報ただみ、去年の5月号です。去年の5月号に、2ページ・3ページ、見開きのページで写真まで載せて、タイトルは道の駅基本計画策定に着手という大見出しで2・3ページを使って大きく町民に周知しました。その後、町民には、その後の進捗状況や、それから当然、検討委員会の内容も未だに知らないまま今日に至っております。私は、その5月の、その他で町長が申し上げた、1分程度だったと思いますけども、そういうことは、はっきり、その他でなくて、道の駅でも、道の駅のどうのこうのでもなくていい、タイトルは何でもいいですけども、タイトルをしっかりつけて、賑わい創出事業の考え方についてとか、そういった場で協議すべきだったのではないかなと、今思っておりますが、その辺の考えはどうでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 確かにあの、町民の皆様はその時の広報ただみが最後だということだと思いますから、その後の展開についてはご存じないと思いますので、その後の展開について説明する責任と必要はあるというふうに思っております。

議会の皆様には本当に、急遽ではありましたが、その他の中で申し上げて、一昨日ですか、

全員協議会の中で改めて資料をもって説明させていただく時間をいただきました。ので、全員協議会の中で説明させていただいた。その前、担当課長のほうから、担当常任委員会のほうには説明させていただいたというふうに承知してありますが、そういったことで時期の早い・遅いということで、確かに議員から見られれば遅いということでおっしゃってますし、私ももっと早くできなかったかなというのはありますけど、順序といたしましては、やはり全員協議会の中でお話をさせていただくと。で、議会の皆様に説明させていただいて、後にというふうに考えておりましたので、その辺の話を議員の皆様にしないまま、いきなり今度、住民の皆様に話してしまうのも、これまた混乱を招くというふうに思いますので、そのような運びとさせていただいたところでございます。

○議長（大塚純一郎君） 7番、中野大徳君。

○7番（中野大徳君） 最初はみんな初めてですから、それは突然という人もおられるでしょうし、その答申書が上がって3ヵ月はあったわけですね。その答申書の内容も、知らぬ間に、普通であれば、普通の答申書であれば、せめて策定委員の方には配付なさる。そして、出来上がり次第、担当委員会に報告するのが筋だったのではないかなと、そういうふうに感じておりますので、今のような質問をしました。答弁書に、その策定委員会のあれがまとまってから、その後、その後…

これはすみません、昨日ですね、鈴木議員の質問で、関係者と協議した結果、そういう結果になったというお話でございましたので、その内容も知らないまま、その関係者って誰なんだろうなというふうに感じました。つまり、答申書が上がって、3ヵ月間の空白期間があって、そしていきなり、その、いきなりですね、全員協議会の場で全員に資料を配付なさったのは3日前。当然、担当委員会は同じ資料で1回は説明を受けたと聞いておりますが、なので、私にすれば突然だったような、今もそんな感じを持っております。で、ここから先、つまり一年後の、この賑わい創出事業を道の駅策定よりも優先させるという認識なのか。同時並行で進められるのか。つまり、この賑わい事業にはもうスケジュールがありますが、スケジュールは道の駅のほうにはまだ、これから策定されるということですので、一応は、町長の頭の中では、結局、間に合う、工事が一年延びたことによって間に合う判断されて、そして祝い創出事業をそれまでに創りたいという考え方が先行されているのかなというふうに推測しましたが、その辺のお考えを教えてください。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君）　まずもって、検討委員会の皆様には、そういった当初のままではないという変更の話はしてあります。というのは、検討委員会の委員長さんとか、いろいろ、国土交通省の所長さんとかと、これからの道の駅のあり方とか、様々なことを事前に意見交換して、自分が実は選挙の時から色々思っておりました。そういったことで昨日、11番議員からも、その時のチラシにははっきり道の駅は書いてなかったよなということで昨日お話いただきまして、まさに凶星なところをいただきました。ですから、只見の駅前の賑わいはどうしても創り出さなくちゃいけない。至上命題です。ですから、そこはしっかりやっていく。ただ、それが、道の駅という形にガチガチに固めた方法とは思ってなかったわけです。それがあの、皆様のおかげをもちまして幸いにも当選させていただきまして、今の職にさせていただきました。そういった中で、その自分が思っていたことを、独りよがりにならないように、検討委員会の委員長さん、あとはその道の駅を預かっている国交省の方と、これからの道の駅のあり方とか、色々、あと道路軸。福島県に6本の基軸、とって大事な道路ありますが、そのうちの1本が289号線で、只見町通っていきますから、やはりその道路軸にはやっぱ過疎からの脱却、地域振興っていう南部軸の役割がはっきり書かれています。県の計画で。やはり、それに沿った道の駅を造っていかなくちゃいけないと。で、道の駅と道の駅を繋ぐネットワークということも言われています。ですから、そういった役割を考えた時に、道の駅は駅前ではないというふうに思っていたことを意見交換の上で私は確信に変わりました。

そして、ただ、賑わいはしっかり創出していかなければいけない。全国から町民の方々、多くの方々のご支援いただいて、法律まで改正していただいて、JR只見線が全線再開通、来年するわけですから、やはり只見線、鉄道、鉄路ということを大事にして、その駅前には鉄道を中心とした賑わいづくりをしていくということを思っております。

そして、繰り返しになりますが、冬になれば雪まつり、只見町を象徴する雪まつりありますし、これからはそれ以外にも、やはりイベント広場として様々なイベントをやっていくということも大事だと思っております。そして、かねてよりの役場庁舎の問題もありますし、様々なことを考えていった時に、このような経過を経て、今回のことに至ったということでもありますので、至らないところあったかと思いますが、そのような経過にありますので、改めてご理解をお願い申し上げます。

○議長（大塚純一郎君）　7番、中野大徳君。

○7番（中野大徳君）　289号沿いと。289号沿いではなかったわけですかね。100メ

ートルほど入るだけで、普通の駐車場に入るだけで、あそこは信号機から叶津の、入叶津の入り口まで、252号・289号が重複している区間はあの区間だけなんです。だから、だから252号のお客も取り入れようという考えで、あそこが候補地に上がったと記憶しております。100メートル入っただけで、289号からそれるといふことでは私はないと思っていました。ので、昨日の説明のところで、そこは、あれ、289号沿いだなと感じてましたし、例えば交通量、道の駅を造るのに1,800台通るとか、何千台通るとか、それはあそこで計算した数ではなかったんですか。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 県の試算というところで、一日1,800台といったようなところにつきましては、八十里越289号の利用といったところで県のほうで試算をされた数字というふうに承知をしております。また、道の駅基本計画（案）という形で、形作っていくための、いわゆる全面交通量という算定をさせていただいております。これにつきましても、やはり八十里越の計画交通量等々は参考に、参考というか積算の基礎というような形にさせていただいておりますが、基本的には旧役場庁舎前の交差点。こちらの交通量の算定といったような形で算定をさせていただきまして、それを基に入込数であったりだとか、といったようなところを計算をさせていただいているところでございます。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 確かに、289号沿いだと私も思います。ですが、やはり、約1.5町歩、1.5ヘクタールだというふうに私の記憶思ってます。役場庁舎を建てて、道の駅、本格的な道の駅を建てて、防災機能もあって、駐車場もあって、そこで雪まつり、冬やったら、雪押しした雪はどこに置くんですかと。あとは雪まつりの時は道の駅の駐車場はどうなるんですかと。そういうことを具体的に考えてくれば、とても狭いと思います。そういったことで、やはり考え方としては、だからまあ、別の土地を取得すればいいという考えも一方にもあるかもしれませんが、それはまあ、相手のあることですが。やはり、そういったことで、役場庁舎を建てて、それをやるということは非常に狭い。雪まつりもあって狭い。というふうに思っております。

あともう1点は、只見町は議員ご存じのように、東西に30数キロ、32・3キロある町です。そういった時に、やはり駅前の賑わい必要ですが、もう一つは、やはり南会津方面に向かったところに、昨日も広域観光ルートの話しました。させていただきましたが、やはり、

そういう周遊コースを創っていかないと、やはりこれからの産業振興であったり、経済的な効果が、波及が町内全てに及ばない。あとは広域連携の中でも及ばないというふうに思っております。

あと道の駅は昔のように、ドライバーさんとか同乗者さんが休憩して、お昼食べて、トイレに寄ってという程度の道の駅であれば、いろんな議論あるかもしれませんが、これからは本当に防災機能も含めて、やはり地域の振興、情報発信の話もありましたけども、本当に町の経済活動を伴う地域振興のものにしていかなければいけないというふうに思っておりますので、それには町単独ではなくて、広域的な観光周遊ルートやほかの道の駅との連携、様々なものは大事な視点だなというふうに思っておりますので、そういったことを含めて、そのようなことにさせていただきたいなという話でございますので、議員おっしゃることもわからないわけではありませんし、当初、そういうことで進めてこられたということも勿論、尊重しておりますが、やはり駅前がJR只見線ということをドンと押し出して、その中で全国の鉄道ファンであったり、応援された方々を大事にした鉄道の窓口といいますか、そういったところで発展させていただきたいなというふうに思っております。

○議長（大塚純一郎君） 7番、中野大徳君。

○7番（中野大徳君） この賑わい創出事業に、私はあの、反対ということで質問しているわけではございませんので、その辺はご理解いただきたいと。ただ、町長はたまたま、いらっしやなかった時に、今、町長のおっしゃった、例えば防災機能を備えたらいいんじゃないかと、私、一般質問した覚えありますよ。これから災害も出る。で、あの洪水の時には雨堤が一番安全だったわけですから。だから防災機能を備える。例えば湯川の道の駅みたいに、停電になっても1週間は機能する。避難所にもなり得る。そして、ポンプ車も備えてあると。そういった道の駅がもし只見にあれば安心なんじゃないですかという議論を散々しました。そして、最終的に、このような計画に私はなったと思っております。あの時は、たまたま、町長いらっしやいませんでしたが、その議論の末に、これができてきたのかなとずっと思っていましたから。あまりにも唐突だったのでお聞きした次第です。これは、当然、狭いんじゃないですかという質問もしましたよ。で、道の駅については、役場庁舎も分散移転しました。様々な議論を前町長時代しました。そして、その時に、庁舎は建てないんですかと。当時、町長は、一般質問に対して、大きく舵を切ったという言葉で道の駅を優先させてくれという、前町長はおっしゃいました。また町長代わられました。また私からすれば、大きく舵は、今

度は切らなかったかもしれませんが、多少の変更は、優先的に創出事業をしていきたいということですので、私はそれはそれで、それで町長のお考えの通りに進めば良いなど。そういうふうに感じております。この問題は、問題というか、この質問はこれぐらいにします。

3月の一般質問。尻切れトンボになりまして申し訳ございませんでした。時計も見ずにやったものですから。それで2番目の質問を付け加えました。

今、世の中は、世の中、当然、民間企業も、このSDGsに沿って頑張ろうというふうに進んでおります。当然、この答弁書にあるように、ごもつともだと思ふんです。僕は最後に、この答弁書のようなことを言って終わりたいなというふうに締めるつもりでしたが、時間切れでできませんでした。やはり、今、県内で6つですか、7つですか、自治体が宣言され、それぞれ理由があります。政令都市は先行してやってください。こういった只見みたいところは、今のところは努力義務ぐらいの感じてきているのかなというふうに思っておりますが、ただ、同じ努力義務にしても、他町村と違うエコパークの町として、私はせめて会津のトップぐらいをきってやってほしいなど。ということで、木質バイオマスのエネルギーを例に出して質問もしてみました。で、学生というか、今、新聞でも話題になっておりますが、高校生がバッチを作ったり、皆さん付けていらっしゃるバッチを作ったり、それから中学生が新聞紙で。そういったものは非常に只見を、非常に宣伝してくれているなど、そういうふうに思っております。これに、指導したのは大人でしょうが、大人が負けていられないなというふうな感じも持っております。

今、教育の面では海洋教育とか、そういった面では、子供達に対するそういった教育は、やはり自治体より進んでいるのかなというふうに見受けられます。今、教育長やられている、そういったSDGs関係の教育、それから新たに、もし考えていらっしゃるものがあれば教えていただきたい。

それから、まだ、これは県の動向を注視しながらということでもありますから、まだ考えてはいらっしゃると思いますが、先行して只見町はやっていただきたいと僕は願っておりますが、その辺の考えをお聞かせください。

○議長（大塚純一郎君） 教育長、渡部公三君。

○教育長（渡部公三君） 地球温暖化対策としての、町教育委員会、学校教育の中での取り組みとしてのご質問かと思えます。

今あの、中野議員お質しのとおりに、只見町の小・中学校、高校、それぞれSDGsの取り

組みをしております、私も今、胸に掲げている57色のバッジ。こういったものを作り、また、去年は新聞紙を使ったエコバック。こういったものが文部科学省の大臣表彰を受けるというようなことで、大変、エコパークただみの自然環境を活かした教育というようなことで良いPRになったのかなというふうに考えてございます。

またあの、この今回の福島県の2050年カーボンニュートラル、福島県知事選減の中でも、この取り組みの一つとして、福島議定書事業の推進というようなことも謳ってございます。この福島議定書事業には学校版というのがあります。それは平成26年から福島議定書事業が執り行われておまして、それにいち早く、只見町の小・中学校も取り組んでいる状況であります。これは過去には、只見小学校が、その事業での優秀賞を受賞したり、また、只見高校では、福島県地球温暖化防止活動推進センター長というようなことで、この福島県議定書事業の学校版。こういったものに取り組み、そういった評価を受けているところでございます。

引き続き、今年度も実施を予定しております、様々な、そういったあの、子供達が発想し、そして子供達自らがそういった取り組みを率先して行っているということに対して、教育委員会のほうもそれに対して非常に評価をしておりますし、今後、そういったものが地域の発展するように取り組んでいくように、教育委員会としても進めていきたいというふうに考えてございます。ので、今後、学校における環境保全活動、積極的に実施をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解とご指導・ご協力のほう、よろしく願いいたします。

○7番（中野大徳君） よろしく申し上げます。

質問を終わります。

○議長（大塚純一郎君） これで、7番、中野大徳君の一般質問は終了しました。

〔休憩あいさつ 録音なし〕

休憩 午後2時44分

再開 午後3時07分

○議長（大塚純一郎君） 皆さんお揃いですので、会議を再開いたします。

一般質問を続行します。

10番、齋藤邦夫君の一般質問を許可します。

10番、齋藤邦夫君。

〔10番 齋藤邦夫君 登壇〕

○10番（齋藤邦夫君） 10番、齋藤邦夫です。

それでは、通告に基づきまして一般質問を行います。

質問事項は、1として、国道289号八十里越開通及びJR只見線再開通に向けた町の対応について。質問の要旨でございますが、国道289号八十里越の開通時期が令和8年に、JR只見線の全線復旧が令和4年という見通しがついてきました。町長は3月会議において、この変革を好機と捉え、単なる通過地点とならない取り組みをしたい。特に只見駅前の賑わいや交流拠点施設の整備が喫緊の課題である。との考えを示されました。ついては、次の点について、より具体的な説明を求めるものでございます。1)といたしまして、只見線再開通までに駅前をどのように環境整備をしていくのか、町長の考えを問うものであります。①といたしまして、当面する整備方針を速やかに示し、対応すべきと考えるが。また、②として、開通式までの進め方について。2)人口減少対策の一環として交流拠点施設（湯ら里）の整備推進について。①として、交流人口等の増大を図るための湯ら里の整備と活用について。②として、今後の進め方と日程。

続いて、質問事項2として、町政の重要課題に取り組むための組織力強化について。内容でございますが、渡部町政が発足して半年が過ぎ、令和3年度予算編成を成し、政策実現のための町政執行に努力されているところであります。さて、現行の組織機構は渡部町政の政策実現を図るうえでの確に対応できるものになっているのかを問うものです。組織機構は目的を達成する手段であるとするならば、町長の公約や重要政策を実現していくためには当然ながら行政組織力の強化が求められる。したがって、組織機構や事務処理の適正・効率化、職員の能力開発により、住民サービスの向上と行政の効率化を図り、職員がより意欲的に取り組める職場環境づくりが大事と考えます。ついては、次の点について町長の考えを問うものです。1)行政改革の必要性和組織力強化について。2)組織機構の見直し、事務処理の効率化について。3)事務改善委員会の設置と活用等について。

以上であります。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） 10、番齋藤邦夫議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、国道289号八十里越開通及びJR只見線再開通に向けた町の対応についてであります。

まず、只見線再開通までの駅前環境整備についてであります。議員お質しのとおり、JR只見線の復旧工事が令和4年中の工事完了を見込んでいる中、全線再開通に合わせた只見駅前の賑わいづくりは喫緊の課題であるとの考えに変わりはありません。現時点での方向性やイメージ、今後の進め方などについては、去る6月15日の議会全員協議会においてご説明させていただいたところであり、議会をはじめ様々のご意見をいただきながら早急に進めてまいりたいと考えております。また、開通式につきましては、沿線市町村等とも連携した取り組みとなるものと考えておりますので、県只見線再開準備室等も含めた連携を図りながら準備してまいりたいと考えております。

次に、交流拠点施設、季の郷湯ら里の整備推進についてであります。

只見町交流促進センター季の郷湯ら里につきましては、平成8年度の開業から25年が経過し、施設の老朽化や陳腐化が顕著となっております。また、この間の旅行ニーズの変化や新型コロナウイルスの流行に伴う新しい生活様式の実践も踏まえた、安心、快適で付加価値の高い施設への磨き上げを図る必要もあると考えております。平成30年度の議会調査特別委員会報告でのご提言も踏まえ、現状と課題等を整理しながら、今後の基本方針や施設改修規模、概算事業費等を検討するため、昨年度、只見町交流促進センター整備基本計画（案）の検討を進めてきたところであり、この中では、湯ら里の強化を通じた只見町観光全体の強化を進めるため、只見で一番の宿泊施設を目指した商品力の強化、運営効率アップのための改修と、地域の宿泊人口増に資する客室棟の増築を想定しているところであります。今後、同計画（案）を議会担当委員会等にお示しし、ご意見をいただきながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

次に、町政の重要課題に取り組むための組織力強化についてであります。

まず、現行の組織機構は政策実現を図るうえでの的確に対応できるものとなっているのをごさいます。現在の組織は平成29年度の事務改善委員会において組織機構の見直し検討結果を町長に答申し、町行政改革本部で原案をまとめ、行政機構改革審議会並びに議員各位のご意見を伺いまして、平成30年4月から現在の組織としてスタートしております。当時

の機構改革のねらいとしては、①窓口・収納業務のワンストップ化、②人口減少などの新たな課題対応に向けた組織、③土木、農林等の事業部門統合による課内相互連携に向けた組織、④振興センターの連携・強化に向けた組織、⑤ユネスコエコパーク推進に向けた組織でございました。また、事務効率の改善も視野に入れながらも、最優先であった暫定移転を進めるため駅前庁舎とこの町下庁舎の活用できるスペースを考慮した経過もございました。このような経過であり、現在の組織機構はスタートから4年目で暫定移転の庁舎での業務となっておりますが、現状としてはこの組織機構を最大限に活用し、政策実現を図ってまいりたいと考えております。

次に、1) 行政改革の必要性と組織力強化についてであります。齋藤議員お質しのとおり、組織機構は目的を達成するためのひとつの手段でございます。ご質問の行政改革の必要性でございますが、現行の第4次只見町行政改革大綱は平成30年1月に策定いたしました。策定当時としては、現在のコロナウイルス感染症の蔓延は想定できなかったものでありました。このコロナ禍においては、我々の業務も感染拡大を避けるため、対面活動の縮小やリモート技術を活用した会議の開催など、これまでになかった業務に対する大きな変革を求められております。現行の大綱は令和4年度までとなっており、来年度には令和5年度からの新たな行政改革大綱の策定を進めなければなりません。私といたしましても今後のアフターコロナを踏まえた時代変化に沿った行政改革は必要であると認識しておりますので、本年度開催する事務改善委員会にて各課から出された様々な意見を参考にしながら判断をしてまいりたいと考えております。また、組織力の強化であります。去る3月会議において副町長と新たな教育長の選任について議員各位のご同意をいただいたところであり、就任後初めての定期人事異動となった4月には、課長、副課長等をはじめとした人事を発令いたしました。今回の人事においては、齋藤議員のおっしゃるところの、職員の能力開発による住民サービスの向上と行政の効率化を図り、職員がより意欲的に取り組める職場環境づくりも踏まえてのものとなっております。まずは、これらの目標の実現を目指し、ひいては組織力の強化に結び付けたいと考えておりますので、引き続きご指導を賜りたくお願い申し上げます。

2) の組織機構の見直し、事務処理の効率化であります。組織機構は時代によって変遷するものであり、その時代に合った問題に柔軟に対応するために必要なものでございますので、事務改善委員会等の意見を踏まえ検討してまいります。また、事務処理の効率化についても同様であります。国では、日々進歩するIT技術の活用を積極的に推進するため、デ

デジタルトランスフォーメーションとして進めており、その対応も今後増えてまいりますので、それらを有効なものとしながら事務処理の効率化に結び付けてまいります。

3) の事務改善委員会の設置と活用等についてでございますが、本年の事務改善委員会は副町長を委員長として6月4日に委員の委嘱を行い、6月25日に第1回目の会議を開催することとしております。まずは、事務の効率化や町民サービスの向上など、現行の組織の中での問題点について、改善に向けた提案がとりまとめられるものと考えております。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 10番、齋藤邦夫君。

○10番（齋藤邦夫君） それでは再質問をさせていただきます。

まず1番目の国道289号八十里越開通及びJR只見線再開通に向けた町の対応についてでございますが、これにつきましてはご案内のとおり、全員協議会並びに私の前に5名の各議員の皆さんが一般質問でしっかりと質疑・討論をされました。それを聞いておりましたので、大体、ほぼ理解ができるということでございます。

ただあの、若干申し上げたいことがございますけれども、町長就任半年という短期間で、駅前賑わい事業ですか、これを恒久的なものについては別途考えるといったしまして、いわゆる開通に向けて駅前賑わい事業を進めたいということは、私は大変理解できるものと考えます。ただ、道の駅整備事業。この進め方については、だいぶ誤解があるようでございますので、これらの進め方について、よく精査をされまして、そして、このような、なんていいですか、手落ちのないような進め方をされるとよろしいのではないかなと思います。それはどうということかと申しますと、当局のほうでは、所管事務調査ということで担当委員会と協議をされてきましたけれども、いわゆる議員全体にそういった周知をされない中で、たしか私の記憶ですと、令和1年の6月に全員協議会をやって、審査委員の任命とか概要の説明がありまして、任命はその先かと思っておりますけれども、その候補地を三つに選んで、委員会の中で決めていくというような話がございました。その後は、たいしたその情報がなくて、翌2年でしょうかね、その時の5月号だったでしょうか、広報ただみに駅前に道の駅を造るというような記事が掲載されました。それで、これはまあ、議会のほうで十分承知しているという、全員が承知しているという内容でございませんでしたので、町長に、早く全員協議会を開いて説明をしたほうがいいよということから、去年の8月24日に立派な概要計画書を提示されまして説明をいただいたということでございます。そんな状況ですから、11月の19日

だったでしょうか、商工会の婦人部の懇談会の際に、駅前に道の駅が決定したそうだけれども、ということで、だいたいその、議会の出席した議員には、そういったことでお質しがあつたという経過でございます。ですから、そこで決まったという認識を持った人と、話を聞いたという程度の人と、いろいろあつたわけでありまして。まあ、今後、賑わい事業なり、道の駅を整備していく過程においては、やはり議会、いわゆる本会議主義の本町の議会においては、その辺の手違いのないように町長は進めていただきたいなど、そのことを申し上げておきたいと思っております。町長から一言、ご返答をお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 今ほどあの、道の駅の検討並びにその進め方についてのご意見を賜りましてありがとうございます。

その進め方につきましては、いくら町長が交代したということはあつたにせよ、やっぱり、議員の皆様、町民の皆様にも、経過とともに丁寧な説明をすることはとっても大事なことであるというふうに思いますので、今般の流れといたしましては、昨日らい、一昨日の全員協議会の話からお話させていただいておりますが、そういった経過でございますが、さらに今、議員から、また他の議員の方からもおっしゃっていただいておりますように、より道の駅の進め方、その他の事業についても同じでございますが、丁寧にご説明申し上げまして、ご意見をいただいて、そして、より良いものを計画、事業に反映させていくと、まいるという姿勢で取り組んでまいりたいと思っておりますので、今後ともご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 10番、齋藤邦夫君。

○10番（齋藤邦夫君） それと、話の中には出てまいりませんでしたけれども、第七次振興計画の中では只見トンネル。これが計画されておるわけでありまして。それで只見トンネルについては、これはちょっと2年ほど前になりますけれども、県の土木部長・奥原さん、あるいは南会津建設事務所の、今退任されましたけれども、その所長さん。その人たちの中で、全線が整備された後でそこを検討するということではありましたけれども、いわゆるトンネル、入叶津から駅前にトンネルを通すという、そういった話を町の計画として正式にお願いをしているわけでありまして、そういったものを踏まえた、いわゆる駅前の整備というものも頭に入れておいていただきたいなど。それを追加して申し上げておきたいと思っております。

次にあの、交流拠点施設の整備についてでありますけれども、これにつきましては、当局は29年から環境整備、施設整備をしていくということで取り組んでこられたわけですね

ども、なんていいですか、施設が老朽化したということもございまして、ちょっとした修理・修繕ということで留まっておりましたので、議会としては、30年度に特別委員会をつくって、そして正式にコンサル2名を、2ヶ所をお願いして、それなりの報告書を作っておるわけでございます。これは町長答弁の中で、それを参考にして、この後整備計画を作るということでございますけれども、この整備計画の案がいつ頃、議会に提示できるか。これ、おおよそでよろしいですから、もし、今、時期がある程度、具体的に申し上げることができるのであれば、町長からお返事をいただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） まず、この交流促進センター整備基本計画（案）という形で昨年度、検討させていただきました。コンサルも含めて検討させていただきました、この内容につきましては既に報告をいただいているところでございます。この内容をもちまして、また、町長ともまた詰めをさせていただきます、なるべく早い段階で担当委員会等にお示しをさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大塚純一郎君） 10番、齋藤邦夫君。

○10番（齋藤邦夫君） 承知いたしました。まあ、そんな形で成案ができたならば、議会のほうにもひとつお見せいただきたいと、このように思います。

それではあの、次の2番目の町政の重要課題に取り組むための組織力の強化について。これに質問を移らせていただきたいと、このように思います。

この質問は、実を申し上げますと、渡部町長は、これまで長い行政経験から、行政執行上の留意点等については百も承知であり、また、そんなことを私から申し上げるのも釈迦に説法でございますけれども、いわゆる施政方針の中、あるいは町政を執行するうえにおいても、その公の文字で述べられているのを見たことがなかったものですから、あえて出されないのか。もしくは秘策があるのか。それはまあ、別といたしまして、そういったことで改めて非常に重要なことであろうということによって一般質問の中に差し込んだということでございます。その点について、町長のお返事をお願いしたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） とても大事なことであるというふうに受け止めております。私としては、行政改革は本当に、住民の方が幸せに、例えば産業面、医療・福祉面含めて、その目的達成のための手段につきましては、先ほども申し上げましたが、そのための手段、組織、機

構であるというふうに承知してございます。

そういった中で、昨日らい、一般質問を通じてお話いただいております、今もいただいておりますが、やはりその、住民の方といいますか、町外から訪れられる方も含めた、別の言い方したら顧客目線と言ったらいいんですか、そういった目線での組織機構がとっても大事ななというふうに改めて思っております。私、若い頃ですと、町外から来られる方がまあ、良い方が適当かどうかわかりませんが、少なかったんで珍しいような時代でありましたので、町民の方の行政事務が多かったというふうに思いますけども、今は本当に交流も進んだり、SNSっていいですか、様々なことで瞬時に交流、連絡をとることができます。そういった中で、やはり、そういった方々のニーズに応えらえるような組織機構であること。そして、その人の人生に寄り添うような、一生涯を通じて、そこに行政が関わるわけですから、必要な情報であったり支援が目詰まりすることなく、ある行政であること、ということがとっても大事なことであるというふうに思っております。今年の辞令交付後、すぐ庁議を、庁議構成員、庁議しました。その中で私はあの、全ての課の庁議構成員に、一つ一つの課題を伝えました。ですから、それに向かって、今、庁議構成員が各課・所・室・教育委員会・診療所等々含めて、その組織のトップとなってやってもらっているというふうに私は理解しております。やはりこれからは、やはりしっかりとした方針、目標を示す。そして、住民の方に勿論聞いて、議会の皆様と本当に率直な意見交換をさせていただくということから始まるというふうに思っておりますので、そういった態度を大切に、また、やはり、私は職員一人一人に感謝しながら、職員も懸命に頑張っておりますので、職員にも一人一人に感謝しながら、やはりその叱咤激励する場面もあるかもしれませんが、よくやったときは本当に感謝の言葉をかけるとか、そういったことを大事にして取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

○議長（大塚純一郎君） 10番、齋藤邦夫君。

○10番（齋藤邦夫君） 大変結構なご返事をいただきました。

昨日だかの一般質問でも若干出たかなと思いますが、全員協議会ですか、コロナウイルスのワクチンの投与であります。先に受けた町民の方、外に集まっておりまして、大変その対応が良かったとお褒めをされておりました。私は良い話を聞いたものですから、すぐにでも町長に電話して、その話をしようかなと思ったんですが、まあ良い話は多少遅れてもよかろうと。悪い話は早急にしなければなりませんけれども、自分が接種を受けてから、それを評価

しようと。そんなことで第1回目のワクチン投与を受けました。2回目も受けました。ワクチン接種ということで緊張感のある大事な仕事でありますけれども、何故か。有効に業務執行がされたと。それは何故かということを考えてみましたが、只見町の場合、先般、町長が集団健診ということで慣れているということも多少あるということがありますけれども、いわゆる仕事の目的を全員が周知していたと。当然でありますからわかっていたという。それから仕事の手順あるいは順序、行程など、明確に理解されていたと。そして自分の役割がちゃんとわかっていたと。そしてまた、そういった中から、私は職員の皆さんが大変意欲的に、親切に、お年寄りを相手にしていますから、尚さら、それがまあ、よくやっていただいたということで、(聴き取り不能)の潜在能力もたいしたもんだなと実は思ったわけです。それでまあ、そういったことを感じていたところが、明和のあるお年寄り、90近いお年寄りの方から電話をいただいて、私が褒められました。ですから、結局まあ、そのことを町長に申し上げたいわけですが、いわゆる、先ほどあの、町長が私の答弁に対して、いわゆる目的をしっかりと、方針をしっかりと示してという話をされましたけれども、そういったことが一般行政の中で示されますと、こういった良い結果が出るんだなというふうに私は感じましたものですから一言申し上げたわけですが、町長の感想をひとつお聞きしたいと思います。

○議長(大塚純一郎君) 町長、渡部勇夫君。

○町長(渡部勇夫君) 誠に、職員の励みになる言葉をいただきましてありがとうございます。

実はあの、南会津病院が一時、診察できないという時期がございました。その時も、もう診療所の先生方、看護師や事務長、医療スタッフはじめ、全て、自らその間は医師二人体制ですが、夜間の救急対応もしましょうということ、もう先生方、事務長、看護師、ほかの医療スタッフ含めて、自らそういう判断をしていただいて、それは私が聞いたというのが事実です。お願いしようと思っているよりも早く、自らされたと。ですが、それに対して、褒められるのは私で、町長、よくやってくれたというふうに言われましたが、実は私が言うよりも早く、先生方、事務長、看護師たちはやってくれたと。私は本当に、改めて御礼に行ってきましたが、本当に有難かったです。

それから今般のことにつきましても、当初はまあ、マイナンバーを使うとか、いろんな案ありました。ですが、やはり、自ら、総務課長も当時、保健福祉課長でありましたので、そういった準備段階から関わっておりますが、やはり、先生方、看護スタッフ、保健師含めて、やはり職員が、自ら、こういったやり方のほうが、接種の方法のほうが、只見町に合ってい

るんじゃないですかということをお自分達で考えて提案する。そして、私は後から判子をつくという立場なんで、本当にそれも職員、先生方がよくやっただいて、褒められるのは私ということで、誠に嬉しいやら、心苦しいやらの想いはありますので、私としてはやっぱり、先生方、職員の皆様に感謝の気持ちは、伝えているつもりですが、まだ足りないと思っているかもしれませんが、感謝の気持ちは伝えておるつもりです。ですから、そういった関係を大切にさせていただきながら、これ以外の課題につきましても、やはりみんなで心を合わせて、目標に向かって頑張っていきたいなという想いでございます。

○議長（大塚純一郎君） 10番、齋藤邦夫君。

○10番（齋藤邦夫君） 事務改善委員会が設置されるということでございますので、若干あの、参考になるかどうか、トヨタ生産方式という、皆さんにはあまり（聴き取り不能）はありませんけれども、トヨタ生産方式というのは、今から30年も前に、トヨタの工場改革の中で、いわゆる工場の生産工程の効率化を図るために研究して作った仕組みでございます。私も湯ら里の立ち上げ、そして、特産の会社の仕事をしていた関係で、そういったことには非常にその、敏感に、船井幸雄経済研究所あたりに通って勉強した過程で、この仕組みを見、そして本を買って読んだわけでありましてけれども、注目される著書には、生産管理から安全管理、情報の管理と、まあ、いっぱいございます。これは世界的に有名な工程管理の仕組みでございます。これを読んで、最後に4・5冊読んだ後で、トヨタの豊田章男社長ですか、この人の著書を最後に見たわけですが、まず大事なのは自分の考えを持ち、そして、動く現場を育てることであると。それは社長である豊田代表取締役の話であります、動く現場、動く職場とはどういうものであろうかなというふうに考えているわけですが、いわゆるトヨタ生産方式というのは、いわゆるトヨタの歴史を世界一の企業に育て上げたトヨタの歴史あるいはその工程の改善のノウハウを学ぶだけではないと。それ以上のものとして、社員あるいは個々が、昨日より今日、今日より明日を、日々より良い状況にもっていくという戦う意思であるということをお言っているわけですが、戦うという言葉は、それ、本の中に書いてありましたから、そのように申し上げましたけれども、いわゆるその、個々の人間がそういう気持ちにならなければ、いくら仕組みをつくってみてもダメなんだと。やっぱり人間改革なんだということをお、そのトヨタ社長は言ってるわけですが、動く現場、いわゆる職場の活気と申しましょか、そういうのを言ってるんだと思いますが、そういったものをひとつ、頭に置いて、事務改善委員会あたりではいろいろ検討していただきたいなというふ

うに思って申し上げたわけでございます。

何か、コメントがあれば、副町長でも、町長でもよろしいですが、お願いします。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 私もあの、去年の12月半ばからこの職に就かせていただきまして、その前、他の団体の職員であったり、町の職員であったり、大変お世話になって長く務めさせていただきましたが、やはり、今回、選挙という大切な機会といたしますか、皆様方のお力添えをいただいたということを考えて、今、この職に身の引き締まる思いで日々務めさせていただいておりますが、やはり、聞く耳を持つことが大事だなということは、私、常々、自分に言い聞かせておりまして、過去を振り返ると、反省点としてそれを持っておりまして、自分がこれが良いと思えばいいんだというふうに、あとはそれ、どうしてわかってもらえないんだろうか、みたいなことだったんですけども、この立場にさせていただいて、いろいろ意見を聞くと、なるほどなというふうに思うこと、今更ではあります、そうすると、確かにその意見のほうが良いよなど。だったら、それをいただいて、修正して案にしていくという態度が大事だなということをまあ、今頃そんなこと言ってるのかと思われるかもしれませんが、改めてそれは日々感じております。それにはやはり態度として、やはりこう、言いにくい雰囲気は私が出してしまっただけは、なんか別のことを言ったら機嫌悪くなるんじゃないかとか、なんか無視されるんじゃないかという、間違っただけを出してしまえば、たぶん、そういう職員のほうから、もっと良い案があっても出てこないだろうし、そうすると、誰も別の意見ないんだから、これで良いというふうな大きな勘違いをして町政の舵取りを誤ってしまうということもありますので、私は素直な態度で、日々、心がけてはいますが、まだまだ至らないところいっぱいあると思っておりますが、やはり、職員から、町民の方から、声、なかなか、こう、こういう顔なんでもいろいろありますが、声かけてもらえるようにして、良いことはどなたがおっしゃっても良いことなんで、やはりそれを受け止めさせていただくという態度が何よりも大事だというふうに思っておりますので、そのような心がけで日々取り組んでいきたいし、これからも精進してまいりたいというふうに思っております。

○議長（大塚純一郎君） 10番、齋藤邦夫君。

○10番（齋藤邦夫君） 組織や仕組みをつくることも大事でございますけれども、いわゆるあの、優秀な職員を採用し、以前、ものを買ってそのままにしておけば、例えば釜であったり、鉋であったりしても、ちゃんとした管理をしたり、磨いたりしなければ、切れ味が悪く

なるんだよということをおられたことが、皆さんもおられたことあると思うんですけども、町職員の優秀な人材を確保していくということも大変なその組織力の強化になるというふうに考えます。

これはまあ、ちょっと、話しにくいというのか、あれなんですけれども、中学生の職場訪問。2・3年前でありますけれども、ある知人の家にまいりまして、うちの息子は今度、高校に行く。そして、将来、大学に行って、なじょしても家に帰ってきたいと言う。だからまあ、大変うれしいことなんだけれども、それじゃあ、役場さでも使ってもらえやと、勉強して役場に使ってもらえやと言ったら、その孫が、いや、役場はやだと。でも役場はやだと。役場やだなんて言ったら、良いところあんめという話をした。ほかの人も、子供も、役場はやだと言ったと。その話を私は聞きまして、非常にがっかりしたんですが、その役場はやだというのは、どういうことなのかなというふうにまあ、その本人に私は尋ねたわけではありませんが、別のその自分の身内の中に看護師がいるものですから、それをなんとかこっちのほうと思って、ちょっと話したとき、その返答を得られましたけれども、やっぱり若い人にとっては、夢があり、希望があると、当然でありますけれども、やっぱり刺激と活力のない職場というのは、やっぱり敬遠されると。我々のように、戦後のひどい時期に育ってきますと、やっぱり生活の安定というのは基本にありますけれども、今の若い人は生まれたときから非常に大事にして裕福に育つてますから、そういう苦勞ということが頭にありませんので、なんていいですか、そういった刺激や活力というものを、その職場にないと魅力を感じないということでもあります。

この前、そういった職員を確保するのに、何が障害になっているんだという話を総務委員会で診療所の事務長に委員長が聞かれましたけれども、事務長は非常に私は適切にその問題を、その視点をつかんでいるなというふうに私は感じました。いわゆるその、今言った、刺激が少ない。技術向上を図ることができない。やっぱり職場が固定しておりますと、なかなかそういった向上心をうまく上げていく、スキルアップすることがなかなかできないと。小さな組織ですと、どうしてもそういった課題があるわけでありまして、そういった課題を解消するために、人事交流であったり、研修であったり、何らかの形で、その職場が、今は情報化の社会でございますので、長野県の辰野町の病院に行った時に、その病院では看護師は全然、募集も何もしねえ。奨学金も一切、その町で出してない。看護師がその病院を、他県からも応募してくると。それだけ今の若い人は情報のネットワークが優れていて、情報を

キャッチして職場を見つけてくると。そういう状況ですから、給料の手当の水準が云々なんていうものではないという話を聞かされてきましたけれども、そういった生活環境の問題やら、そういった問題をしっかりとまあ、頭に置かれているとは思いますが、只見町の場合は雪も降り、いろいろな自然環境等においても劣悪な状況があるわけですので、そういった環境整備、特にあの、町長が先ほど、昨日だったですか、外部からの職員を求める場合は、まず只見町の魅力づくりが大事であるということをおっしゃったが、まったくそのとおりと私も思うんです。只見町がやっぱり、只見という名前は全国どこさ行ったってわからない人はいませんから。それこそ、そういった意味ではネームバリューはございます。それに魅力というものがついてくれば、結局、そういった人材を確保するというのも、そう難しい問題ではない。ただ、魅力あるまちづくり、あるいはまた今申し上げましたような若者がここに定着できるような環境づくりというのが、これは口で言うのは簡単ですけども、非常に難しい課題でございます。なんとかその人材確保に努力をしていただきたいなと、そのように思います。意見をひとつ頂戴したいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 全体的なことの前に、一つあの、診療所の関係で、委員会の中で事務長が、そういう機会をいただいたということではありますが、今、診療所の先生方、あと看護師長、歯科医師も含んでますし、あと事務長で、そういう定期的な会合をもたせてもらってます。6月会議前にもそういった場面がありまして、夕方、1時間あまりいろいろ話させてもらってきました。やはり、そういった中でも先生の場合は、いろんな研修、お忙しいんですけど研修の機会があると。ですが、やっぱり看護師の場合は、そういった、なかなか研修の機会が持ちにくいんで、やはりそれにつきましても、予算措置はできますからという話をさせていただいて、やはりその、自分が、向上心といいますか、技術も含めて、内面も含めて、やはり医療人として、看護師として高まっていくような機会を欲しておりましたので、そういった機会をお願いしてきましたし、そういった話をさせていただきました。

あとは全体的なことにつきましては、まさにあの、齋藤議員おっしゃるとおりだというふうに思っております。やはりあとは、それを具体的に、一つ一つ、事業といいますか、取り組みとしてやっていくことが次の段階として大事なことでありますので、それをまあ、事務改善委員会であったり、行政機構改革が必要なものはそこにいきますが、そこまでしなくてできるものは当然、取り組めるわけですから、そういった考え方で具体的に取り組みをし

ていきたい。

あとは様々なことにつきまして、再三、トップセールスということを見せていただいておりますが、今日の昼休み、ちょうどJR東日本の本社のほうと日程とれまして、7月上旬には本社の常務取締役と意見交換できるという日程確保、さっき連絡あったばかりなんで、すみません。ですから、そういったところで、仙台支社長とか順番に上がっていきますけど、やはりこう、いろいろいただいたご意見をちゃんと意見交換させていただくということで、そして、それをちゃんと職員にも指示しながら、逆に自分もちゃんと良い提案は受け止めるという、懐をちゃんと持ちながら取り組んでいきたいと、そのように考えております。

○議長（大塚純一郎君） 10番、齋藤邦夫君。

○10番（齋藤邦夫君） ちょっとあの、時間がありますので、3分間ほど、ちょっと、離れるというのか、話をしてみたいなと思いましたが、実はあの、流山市。これは日本一、議会改革の進んでいる市であると。市議会ですが。会津若松なんかもすごいんですけども、流山市が進んでいるということを言われております。その議会改革の中心となったのが、只見町出身の、黒谷出身の人であります。酒井睦夫君であります、私と同級生です。朝日中学校を卒業して、慶応大学法学部を出て、松下電器に入り、電機労連では参議院候補者になりましたけれども、辞退して、委員長を出して当選させました。アメリカで10年ばかり、営業所長か何かをやっていて、東京に帰ってきて、(聴き取り不能)部門のトップになった人です。家に帰って、流山でボランティア活動なんかしていて、どうしても市議会に出てほしいという推薦を受けて、出たわけですが、2万票近い得票をもらって市議会に出た人で2期務めました。その人が議会議員になった時に、何をその、議員としてやろうとしたのかということですが、まず、民間の仕事と役所の仕事のあまりにも違いがありすぎたので、全てを半分できないかということを経営で当局に提案していったと。まず、時間です。それをやるのに半分の時間でできないかと。半分の金でできないかと。そして半分の人でできないかと。それ、余った分を新しい仕事に取り組めないかと。そういったものを具体的に調べて行って提案をし、そしてあの、こういった冊子を8年間のうちに3冊出版しましたけれども、自分の活動記録を、私、随分見せていただきましたけれども、素晴らしい努力をされました。まあ、事務改善委員会でありますから、ただあの、安くあげればいいということではなくて、やっぱりその、時間は、時は金なりということわざがございますけれども、これまでの議会ですと、スピード感を持ってやれという話を盛んにその議会では当局のほうを叱咤激励をし

てきたわけですが、前回の全協ですか、拙速に進めるなどというような話を出しました。これは議会ですから、議会はそういった役割を持ちますから、非常にわがままなことを言います。それが議会の役割です。ですから、それはまあ、そんなにたまげないで聞いてほしいんですが、先ほどトヨタの生産方式を申し上げましたけれども、そういった生産工程を考えると同じように、事業をやるにしても、施策を進めるにしても、その工程表のほうにマニュアルをちゃんと踏んでやっていけば、落ち度なんていうのはあんまりないし、非常に効率的にできるということに繋がるんだと私は思います。

まあ、とにかく、いろいろなこと、あちこちの話をしましたけれども、どうかあの、組織力、行政組織力の強化をみんなでひとつ、高めていていただきたいなど、町長にその決意をひとつ伺いまして一般質問を終わらせていただきます。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 大変、そういった、只見町御出身で素晴らしい方、また流山市でそのようご尽力をなされたこと、知りませんでした。改めて敬意を表したいというふうに思います。

本当に、経費的なことは勿論、大事でありますので、極力、最小の経費で最大の効果、自治体の務めではありますが、その中で一番、根幹、精神といいますか、どういった只見町になるかと。魅力的と一言で申し上げましたが、やはり、そういった考え方、目標をきちんと持って、それを共有して、それに向かって具体的に努力していくという態度がとっても大事だということを改めて受け止めさせていただきました。

事務改善委員会スタートいたしますが、事務改善委員会のみならず、日々の業務の中からも改善点を見つけ出し、そして、11人の方々から一般質問いただきました。ただ今、齋藤議員が11番目ということで今、一般質問をお受けしてありますが、そういった方々の皆様のお一人お一人のご意見もしっかり受け止めさせていただきます、そしてあの、只見町が決して消滅するなんていうことのないように努力してまいりたいというふうに思いますので、今後ともご指導・ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○10番（齋藤邦夫君） じゃあ、終わります。

○議長（大塚純一郎君） これで、10番、齋藤邦夫君の一般質問は終了しました。

一般質問は全て終了いたしました。



◎議案第35号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第2、議案第35号 只見町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 議案の説明の前に、資料の配付を許可いただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） それでは、議案第35号 只見町個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

只見町個人情報保護条例の一部を次のように改正するというので、資料、今ほど配らせていただきました。新旧対照表になってございます。改正の背景としまして、今般、デジタル改革関連法の中で、デジタル庁設置法というものが交付されてございます。これにつきましては、情報ネットワークシステムの所管。これが内閣直属であるデジタル庁に変更になります。この庁が（聴き取り不能）大臣となりますが、内閣総理大臣となるということに伴いまして、条例第20条の2の中にごございます、総務大臣。この部分を内閣総理大臣に変更させていただくものでございます。また、番号利用法の第19条に、第4号というものが追加されてございます。その関係で、同じ条の中で条ずれが生じますので、第7号・第8号をそれぞれ第8号・第9号に修正をさせていただく、改正をさせていただくというものでございます。

この条例につきましては、令和3年9月1日から施行させていただくというものになってございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第35号 只見町個人情報保護条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決する
にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第36号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第3、議案第36号 只見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 説明の前に、資料の配付を許可願います。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田 功君） 議案第36号でございます。只見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

改正の趣旨でございますが、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の介護サービスに係る基準については、3年に一度、介護報酬に係る改定と合わせて改正されます。今般、令和3年度の介護報酬に係る改定が行われたため所要の改正を行うものでございます。

これにつきましては、議案第37号・38号・39号と、趣旨については同じでございます。

改正の主な内容につきましては、感染症対策の強化、コロナ対策ですね。業務継続。災害時における業務継続に向けた取り組みの強化、ハラスメント対策の強化、高齢者虐待防止の推進等でございます。

お配りいたしました第36号の資料でございますが、1ページ目、第3条第3項ではですね、利用者の人権の擁護、虐待の防止についての記載等がございます。続いて、おめぐりいただきまして3ページになりますけれども、32条でございます。こちらのほうは職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの。いわゆるハラスメント対策の強化。そして、第32条の2でございますけれども、業務継続計画の策定ということで、感染症や非常災害の発生時において業務継続するための業務継続計画についてでございます。続いて、4ページご覧いただきたいと思っておりますけれども、39条でありますけれども、地域との連携というところの中ですね、中ほどから下のほうになりまして、カッコにありますけれども、テレビ電話装置等を活用してということで、これは感染対策をしながらという意味の、そういう機器を使って行うことができるというふうにしてございます。そして、5ページですけども、42条の2は虐待の防止についての記載でございます。議案第36号はですね、町の施設でいいますと、桜の丘みらい、和みの里、訪問看護等に対応するものでございまして、今説明いたしましたのは条例によります第2章の定期循環随時対応型訪問介護看護についての説明でございますけれども、その以下の章におきまして、第3章では同様に、感染症対策、業務継続、ハラスメント、高齢者虐待防止。3章から9章まで、それぞれの介護サービスについての改正内容が書いてございます。

この条例につきましては4月1日より施行ということでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） よくわからないところあるんで、質問します。

資料じゃなくて、条例本文のほうの、36号のページで進めたいと思います。

一枚めくって3ページにあたりますけれども、大きい数字の3、真ん中ぐらいです。オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。その下の4、指定夜間対応型の介護事業所の同一敷地内における云々の、この職員オペレーターとして充てることができる。オペレーターを充てることができるという中身ですけど、これは具体的にはどのようなのか。

それで、3枚めくって、その次のページです。真ん中ぐらいの、101条の第2項のところ。これは前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域においての、ずっとこの文書のパラグラフの108条の前の部分の3行の部分、次期の介護保険事業計画の終期まで、に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能居宅介護の提供を行うことができるというのは、これは具体的にどういうことになるのか。只見町のその実際の今の、それぞれの介護施設を受けて、この条例改正によって、どのような変化がでるのか。

それと、その裏の部分です。これは110条の第5項。ここの一番最後のほうの部分の、これで、文書でいきますと、9の一番最後の文書のところ。介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に町長が定める研修を終了している者を置くことができるというふうに書いてありますが、これは町長の定めがどういうものになるのか。具体的には、これを適用すると、どんなふうに介護施設ではなるのか。それからその下の、111条中第2項・第3項として、第1項の次に次の1項を加えるというふうにあります。この中で、2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができるというのが、具体的にどんなふうになるのか。

以上について、わかりやすいように説明してください。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） まず最初に、オペレーターセンターということでございますけれども、夜間の対応型の訪問介護におきまして、只見町にはないんですけれども、訪問看護するときに、オペレーターセンターというものがあまして、そこに電話をかけて、そうすると、そのオペレーターが受けて、そこに訪問する人を配置するということの制度でございます。

それで、続いて、101条ですか。101条の過疎地域における小規模多機能において、101条の2ですかね。これ、その地域に類する地域において地域の実情により小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると町が認めた場合は、指定小規模多機能居宅事業者は町が認めた日から事業計画の終期までに限り、登録定員及び通いサービス及び宿泊事業の利用定員を超えて小規模多機能型居宅介護提供を行うことができるということでございますけれども、今般の改定はですね、やっぱり介護員不足という視点がありまして、それを解消するために基準を緩めるというところがございます。そういった点と、あと111条についても同様で、管理上、111条の2でございますか、共同生活住居の管理上支障のない場合はサテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同事業者の管理者は本事業者における共同生活住居の管理者をもって充てることができるということで、兼ねることができるような基準を設けているものでございます。

あともう1点ございましたかね。よろしいですか。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 虐待の防止だとか、こういう点は第8期の計画の中でも示されていて、これは整合性あると思うんですが、今説明のあった、その101条の2項の、いわゆる中身のね、説明の中で、いわゆる介護員不足。これを補うための基準の改正だと。いわゆる緩和措置だという中身ですよ。そして、その裏の、110条の5項になるのかな、の最後のほう、その下に、真ん中ぐらいからちょっと下に、111条中第2項を第3項と、この辺の関連の文書で、これも規制緩和の中身になるということで、この二つは緩和措置ですよ。で、これを、じゃあ具体的に只見の施設であてはめると、どことどことどこなのか。具体的にはどのように、これによって今の施設が、の変化がどうなるのか。そこを示していただきたいんです。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 111条、110条ですか、と111条につきましては…

○8番（山岸国夫君） 101条。

○保健福祉課長（増田 功君） 101条。

○8番（山岸国夫君） 101条…（マイクなしで発言 聞き取り不能）

○保健福祉課長（増田 功君） 101条は、桜の丘みらい。そして、110条は、和みの里ということになりますが、現在あの、人力的には不足しているということは聞いておりませんので、現在の対応でいくものというふうに想定してございます。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸国夫君。

3回目。

○8番（山岸国夫君） 繰り返しになりますが、そうしますと、101条の2項については、桜の丘みらいの施設が該当して、しかし、人員の、この規定の緩和によっても、ほぼ、今充足しているんで変わらないと。で、110条の5項についても、和みの里で、今、人員については確保されているんで、この緩和措置はされないと。実際上はね。この改定はあっても。というふうな理解しますが、それでよろしいですね。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） はい。今のところ、それでよろしいと思います。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚純一郎君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第36号 只見町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第37号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第4、議案第37号 只見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 資料の配付を許可願います。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

[資料配付]

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 議案第37号でございます。

只見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

改正の趣旨につきましては、36号と同じでございます。3年に一度の介護報酬に係る改定と合わせての改正でございます。

改正の内容につきましては、先ほどと同様でございます。感染症対策の強化、業務継続に向けた取り組みの強化、ハラスメント対策の強化、高齢者の虐待防止の推進等でございます。

こちらのほうは要支援1から2の方が利用するサービスでありまして、デイサービス、町の中でありましてデイサービスと和みの里が該当する条例でございます。

お配りしました議案第37号資料をご覧いただきたいと思っております。

1ページ目、第3条であります。第3条第3項で、人権の擁護、虐待の防止についての

記載がございます。加えてございます。そして、4ページでございますけれども、性的ハラスメントについての記載が第28条の4項にございます。そして、その下の、第28条の2では、業務継続計画の策定等についてございます。次のページに、第30条でございますけれども、非常災害対策。そして、第31条は衛生管理等についての感染症対策についての記載でございます。そして、次のページ、6ページにいきますと、第37条の2では虐待の防止についての記載があります。これは42条までにつきましては、介護予防認知症対応型通所介護についての記載でありまして、以下、3章・4章で介護予防小規模多機能型居宅介護、第4章では介護予防認知症対応型共同生活介護についての、今改正内容の感染症対策業務継続、そしてハラスメント対策、高齢者虐待についての改正になってございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、三瓶良一君。

○9番（三瓶良一君） 先ほどね、課長、人手不足については今のところ間に合ってますというような答弁をされました。実態を見るとね、大変な高齢者がやっぱりあの、勤めているんですよ。もう、これ、もう大体、限界。そういう認識持っておられますか。まだまだ、ずっとこのまま、安定した状態でいくのか。もうギリギリの限界にきているのか。どういう認識でありますか。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） ちょっと、この、デイサービス、和みの里の状況では、どれだけの高齢者の方が勤められているかということについては、ちょっと手元にはございませんが、こぶし苑ですけども、これまた、この改正とは少し違うことにはなりますが、再雇用の職員がいたりしておりますので、やはり人員不足というものは、各施設それぞれ、課題であって、それをやはり解決していかなければならないんですけども、なかなか思うようにいっていないというのが実情だというふうに感じております。

○議長（大塚純一郎君） 9番、三瓶良一君。

○9番（三瓶良一君） 今の介護の人員の、この、先ほどの110条の話の和みの里とか、桜の丘の話。これはあの、公営ではありませんから。しかし、重要な役割果たしてます。

○議長（大塚純一郎君） 三瓶議員、今の議案の質疑にしていきたいと思います。

○9番（三瓶良一君） 今の議案の質疑です。関連ですから。

○議長（大塚純一郎君） はい。

○9番（三瓶良一君） わかりますか。議長。

この中で、人手不足というものは、もう来年にも起きるかもしれない。大変な時代ですよ。一般質問でもずっとやってきた。ちょっと考え方、甘いんだ。あなた方の考え方。やっぱり、これ、もっとね、人をどうやって養成するかと。そして、人をどうやって確保するかということがね、本気になって考えてもらわないと、只見の介護、もう、やってくれる、サービスをしてくれる人が、もう、大混乱起してしまう。デジタル化したって、何したって、もう、そんなもの追いつきませんよ。この点の認識、もう一回お願いします。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 介護職、全国的に不足している。看護師もそうでございますけれども、介護職につきましては本当に、今、議員のおっしゃったとおり、これから益々、只見町の場合、利用者が見込まれますので、そういったところの危機感は今言われたとおりに持って進んでいきたいというふうに思っておりますが、町内の人員ではなかなか、今のところ、賄うだけの人材が、人数がないのかなというふうな、ふうに感じておりますので、各事業所とも協議をしながら、勉強してまいりたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 9番、三瓶良一君。

○9番（三瓶良一君） これ以上は申し上げませんが、全力を挙げて、介護を継続していくように、よろしく努力をお願いします。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第 37 号 只見町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 37 号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第 38 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第 5、議案第 38 号 只見町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 資料の配付を許可願います。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 議案第 38 号でございます。

只見町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例でございます。

お配りした資料をご覧いただきたいと思いますが、こちらの改正につきましても 3 年に一度の介護報酬に係る改定に合わせての改正でございます。改正の内容点については先ほどの、主なものとしては先ほどのものと同様でございます。

お配りした資料でございますが、第 4 条につきましては、1 ページ目ですけども、人権の擁護、虐待の防止。そして、第 21 条につきましてはハラスメント。21 条の 2 については

業務継続計画の策定について。そして、めくっていただいて23条の2については感染症の予防及びまん延防止等の措置。そして29条の2は虐待の防止等でございます。第33条の中ほど、下の分につきましてはテレビ電話装置の活用等がございます。4ページにつきましては電磁的記録等ということで、これも感染症予防のものと関連するものでございますが、こちらのほう、町では地域包括支援センターが対象になっている条例の改正でございます。よろしくお願いたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第38号 只見町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第39号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第6、議案第39号 只見町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 説明の前に、資料の配付を許可願います。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（増田 功君） 議案第39号でございます。

只見町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。

改正の趣旨につきましては、これまでの36号からと同様でございます。3年に一度の介護報酬に係る改定と合わせて改正されるものでございます。

改正の主な内容についても、感染症対策、業務継続。そしてハラスメント対策、高齢者虐待防止の推進等でございます。

資料、お手元配付いたしました資料をご覧くださいと思います。

1ページ目、第3条につきましては人権の擁護、虐待についての記載でございます。おめくりいただきまして、3ページでございますけれども、21条についてはハラスメントについての記載でございます。21条の2については業務継続計画の策定についてであります。おめくりいただきまして、4ページの29条の2につきましては虐待の防止について。そして、下段では、第33条では電磁的記録等の記載についてで、改正でございます。

町で該当する施設では、在宅介護支援センターでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第39号 只見町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第40号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第7、議案第40号 只見町雇用促進条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） それでは、議案第40号 只見町雇用促進条例についてご説明をさせていただきます。

今般の一般質問等でも様々、説明をさせていただきましたり、また、全員協議会等でも若干、説明をさせていただいた内容でございますけれども、喫緊の課題でありました誘致企業の撤退等の対策。また、働く場所の確保、雇用環境の充実を図るための制度創設ということで検討してまいったところでございます。

今般におきましては、町内雇用の促進に資するための条例ということで提案をさせていただいているものでございます。

条例のほうご覧いただきたいと思っております。

只見町雇用促進条例ということで、第1条、目的であります。この条例は、本町における町民の雇用促進に資する奨励措置を講ずることにより、雇用機会の拡大と雇用環境の充実を図り、もって本町の地域経済の活性化と住民生活の向上に寄与することを目的とする、とし

ております。

第2条といたしまして、定義であります。この条例におきまして、事業者とは、事業を営む者で、町内に事務所又は事業所を有する個人又は法人、その他の団体という。ということで定義をさせていただいております。

第3条として、奨励措置であります。町長は、事業者に対し、次の各号に掲げる奨励措置を講ずることができるということで、1号、雇用促進奨励助成金の交付。2号、雇用者の確保協力。3号、その他町長が必要と認める事項の3号に掲げる奨励措置を講ずることができるさせていただいております。

第4条といたしまして、委任行為であります。この条例の施行に関しまして、奨励助成金の交付要件、交付期間及び交付額など、必要な事項は規則のほうで定めさせていただきたいというふうに考えております。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用するというようにさせていただきたいと考えております。

なお、雇用促進奨励助成金の規則のほうに定めるとされておりますが、助成金の規則のほうにおきましては、4月1日、本年4月1日以降に、町内に本拠を有する中小事業者の方々に、町民が期間の定めのない正規の従業員として採用された場合に、対象事業所の事業主に対しまして、対象の従業員に係る12ヵ月分の社会保険料事業主負担相当分の2分の1以内の額を助成するといったようなことで現在考えているところでございますので、なお、ご説明をさせていただきたいというふうに思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 促進するうえで歓迎すべき中身だと思うんですが、今言ったその規則のところ。これは、今、口頭での、4月1日以降、町内にある事業所で、いわゆる正規の雇用をした場合に12ヶ月分の社会保障の企業負担分を町が負担してあげるということで、その規則だけですか。この条例だけで考えているのは。条例は通したけど、後で規則でどんだんどうこう、変更あって、規則だと議会に報告ない部分あるんで、その辺の考え方はど

うなんでしょう。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 今回の条例提案というものに関しましては、目的、そして奨励措置について定めをさせていただきまして、この奨励措置の中でも、この雇用促進奨励助成金については、様々、交付要件等については規則のほうで定めをさせていただきたいというふうに考えているところでございます。その中で基本的な考え方といたしまして、規則のほうでは先ほど申し上げました内容での雇用促進奨励助成金の交付についての規則ということで現在を想定しておりますけれども、そのほか雇用者の確保協力といったようなところにつきましては、現在進めております無料職業紹介所、こういったところも活用しながら、また様々な町内の事業者の方々からのご要望等にお応えをするような形で、様々、ご協力をさせていただければというふうに考えております。またその他、様々な事象の中で町長が必要と認める事項、この雇用促進条例の目的に寄与する形で必要と認める事項についても行えるといったような形での条例制定をお願いしたいというものでございます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

6番、矢沢明伸君。

○6番（矢沢明伸君） 今回、雇用促進条例ということで提案された背景は、誘致企業の撤退ということが大きいことだと今説明がありました。で、その撤退によって、その際から、おしらせばん等で大変な求人、町内求人が出ております。それに対応して、今回、雇用を安定するための施策として、この条例を制定されるということで、この目的として、雇用促進奨励措置を講ずるということでもあります。で、今までも企業誘致立地促進条例だとか、工場設置要綱ですか、そちらのほうで雇用の確保等やった中身があるようです。で、その中では新設とか、増設というのが、たぶん、条件だったかなと思うんですが、今般は、そういうような要件ではなくて、通常の事業を運営されている場合の雇用全てに該当するということでしょうか。

あと、それから、その定義として、事業者ということで、町内に事務所又は事業所を有する個人又は法人、その他の団体ということで、ほとんどの営業というか、雇用する事業所というんですか、商店も含めてだと思っんですが、該当するような感じを受けるんですが、その辺のところ。

それから、もう一つは、この条例を提案されるということは、雇用環境の充実と、いわゆる雇用の安定を図っていくような町の施策としての条例提案だと思います。ですから、たぶん、奨励措置の、いわゆる奨励金を交付するということだけでなく、施策として雇用環境の拡大とか、その辺をどういうふうに行っていくことが、やはり、一番重要だと思います。で、この条例を提案された中での、いわゆるこの後、補正予算でも予算あがっているようですが、今のところの積算の件数ですか、あとは効果。どのくらい効果を見込んでいらっしゃるのか。

あとこれは、これからの年数、ここの第4条に、交付期間というのは、これは、その事業者に対する交付期間なのか。それとも、この条例が何年くらい適用するのか。その辺も含めて説明をお願いしたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 今のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、この条例の適用範囲といいますか、事業者という形で定義をさせていただきました。事業を営む者で、町内に事務所又は事業所を有する個人又は法人、その他の団体ということで定義をさせていただきましたのは、まさに本町で事業を行われている皆様に対して、やはり、雇用環境の拡大と、雇用機会の拡大、そして雇用環境の充実を図るということは、町意思表示としまして、こういった充実を図っていくといったようなことでの今回の条例制定ということでございますので、そういった意味では、雇用者の協力であったりだとか、そういった部分も含めまして、全体の事業者様に、こういった充実を図る施策をしていきたいといったようなことでの条例制定というふうにご認識をいただければというふう考えております。

雇用に係る促進奨励助成金につきましては、この条例において、全ての事業者を対象ということにはなっておりますが、助成金の交付については、また改めて規則のほうで定めさせていただく中で、この助成金の交付の必要とする事業所といったようなところについては、やはり、ある程度絞っていく必要があるんだろうというふうに思っております。といいますのは、こういった助成が本当に必要としている事業所、こういったところに交付をしていくといったような観点の中での規則を制定をさせていただきたいというふうに考えているところでございまして、ある程度、従業員規模の大きい、また資本金の規模の大きいような事業所様よりは、比較的、町内の中小企業といったようなところに、やはり支援をしていくべきだろうというふうなことも含めまして、先ほど申し上げました町内に本拠を有する中小企業

者といったようなところでの整理。そういったところも規則の中ではさせていただきたいというふうに考えております。

今回のこの効果というところでございますけれども、やはりあの、新しく従業員を雇用するといったようなことになると、やはり人件費といったようなところ、かなり企業様のほうでは負担になってくるといったところで、雇用を躊躇されてしまうといったようなケースがあるのではないかとこのように想定をしております。そういった中で、社会保険料の2分の1相当額。こういったところを支援をしていくことで、雇用の機会の拡大といったところを図っていききたいということで想定をしているところでございます。また、奨励措置につきましては、その他町長が必要と認めるといったようなところで様々、状況に応じまして、また改めてこういった内容について考えていきたいというふうに考えておりますが、現時点では奨励助成金、また雇用者の確保協力といった形での、ことをまずスタートとしてやらせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） すみません。

先ほどあの、6番議員からご質問いただきました。とっても大事な視点だというふうに受け止めております。やはりあの、元々、スタートはご存じのように、誘致企業のティーエヌアイ工業さんが撤退されると、というところからスタートしてまして、それに対して本当に有難いことに、提案理由の中でもお話申し上げましたが、町内の企業、事業所、商店等から、多くの求人を出していただいたこと。本当に有難く思っております。やはり、そういった方々、本当にコロナ禍で経営が厳しい中でも、やはり、町内の雇用を守るために求人を出していただいたというお気持ちや、これからの、議員おっしゃるように、雇用環境を守るために、町としても何らかの支援策を講じなければならないということで考えました。当初は、一律に、例えば10万円とか、30万・50万とか考えました。そして、誘致企業とか考えました。ですが、やはり、今、町を支えていらっしゃる産業は、もう、改めて言うまでもなく全産業ですから、誘致企業だけとか、何々だけではなくて、全ての産業だということに行きつきました。さらに、定額の10万・20万・30万とか、50万とかというのは、誘致企業の中で多少ありますけれども、やはりそれはあの、会社や商店等によって違います。条件が。ですから、それが一見、公平のように見えますが、その給料も違いますので、それが公平かどうか、なかなかわからないということで、やはり社会保険料であれば、事業主負担が出て

きますから、事業主負担も半分ですから大変です。ですから、その事業主負担の半分、全体で言えば4分の1、事業主さんにすれば2分の1を一年間助成しましょうと。新規雇用の人について。という考え方です。

そして、新規雇用という考え方も、やはり、また転職があるかもしれません。例えば、A社からB社に移った時に。ですから、B社の時は、またその方が新規雇用になるわけです。その期間を3年間みましようというふうに考えてます。ですから、3年間、例えばリセットするということでないで、その人の就業履歴をずっと何十年も追っていかねばなりませんので、3年をひとつの区切りにしよう。ですから、その方が3年経った後で別のところに就職されても、それは該当します。そういう考え方。ただ、3年以内は違いますけど、そういう考え方。

あとは、企業というのは、資本金1億以上の大企業。勿論、町内には、その支店とか、そういうところもありますけども、そういうところはやはり、今回、対象外にさせていただこうということでまあ、いわゆる中小企業、資本金1億円未満という、法人にあっては。そういうふうに考えてございます。ですから、先ほど8番議員おっしゃったように、たぶん、条例の中で全て全部書き込んでしまえば、たぶん、議会で議決いただくときに、書いてあるし、安心もできるということでご質問なされているなということはわかりましたが、やはり、3年に一回の見直しであるとか、様々な事柄がございますので…

○議長（大塚純一郎君） 時間を暫時、延長して会議を続行します。

○町長（渡部勇夫君） 規則の中で委任させていただいて、決算審査であるとか、当初予算の委員会審査の折に、その都度その都度、こういった考え方ですということをやはり説明させていただくということは意識して努めていきたいというふうに思っております。したがって、6番議員おっしゃるような視点を大切に、この目的に書いてあるとおり、有効な助成措置を含む促進条例ということで提案させていただきましたので、よろしくご理解いただきたいと思えます。

○議長（大塚純一郎君） 6番、矢沢明伸君。

○6番（矢沢明伸君） 趣旨は理解しました。それである、やはり条例提案ということですので、この条例提案によって、この町民に周知をし、それで規則を制定しながら実行するわけなんで、規則の中で、また規制っていうんですか、あまり条例のほうで、こういうふうに言ってるんだけど規則では違ったような話では一番困りますので、町民にわかりやすい。そし

て、条例提案である趣旨がちゃんと浸透するような形。それから、これは継続的にやられるものだと思いますので、やはり町の施策、今後の一番大変な、重要な部分だと思いますので、是非、これが効果的に執行できるよう、単なる奨励金の交付だけでなく、町の主要施策として、ひとつこれを進めていっていただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 議員おっしゃるように努めてまいります。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

1 番、佐藤孝義君。

○1 番（佐藤孝義君） 町長、さっき説明されたんで、わかりました。

二つばかり、聞こうと思ったのは、これ、条例だけですから、今、課長、ベラベラ言ったんですけども、その説明では、我々、今度、企業から聞かれた時、説明できないわけですよ。これでは。だから、やはり規則もある程度、我々に対してある程度わかるやつを作って説明していただかないと、やはり、まあ、いろいろ、一般質問でも同じようなことあったんだけど、やっぱりそれに答えられないから言ってるわけで、やっぱりそのところを考えていただきたいなという、これはまあ、良い政策だと思います。

それと、あともう一つ、聞こうと思ったのは、その社会保険料というのは、結構、金額はりますので、それ、事業者に対しての2分の1だということ、町長言われたんで飲み込んだんですけど、私はあの、全体の社会保険料の2分の1かなと思ったんですけども、そうじゃなくて、事業者負担分の2分の1というこの理解でよろしいわけですね。わかりました。

まあ、我々が町民に聞かれて、本当に説明できるような体制で議案に上げていただきたいなということをお願いして、わかりました。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 今ほどのお質し、大変申し訳ないなというふうに思っております。資料のほう、準備できずに、大変恐縮であります。今後、気を付けてまいりたいと思いますし、議員、お質しのような形で進めていければというふうに考えます。よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

1 1 番、鈴木好行君。

○1 1 番（鈴木好行君） この件は委員会の際もある程度、説明をいただいて、その際も申し

上げたんですけれども、規則をつくる際にですね、新規で事業を始められる方の扱い。新規事業になれば当然、社員は全て新規雇用という形になろうかと思えます。そういったものはどうするか。

それから、個人事業主で、正規の雇用であるのかどうかっていう、その、結局、契約書を交わしていない、契約書は交わしていないけれども雇用保険料は払って使いますよと。で、契約書がないということは、何年かっていう形もはっきりわからないようなものも含めて、正規の従業員と認めるか、認めないか。そこら辺の線引き。ここら辺のやっばり、事業所では契約書なく雇って、それで、ずっと頼むよみたいな形の口約束だけの雇用形態も多く見受けられます。そうした中で、正規の従業員というのは、社会保険に入って、雇用保険払っていけば、なんとなく正規かな、みたいな形でずっときている慣習がございます。その辺のところの線引きをしっかりと、今度、規則の中で謳っていただかないと、この人には払う、この人にはこういう条件で払えないという、その線引きをしっかりと設けておかないと、なかなか、混乱がこの後、生じるかと思われますので、その辺のところ、しっかりと規則の策定をお願い申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） ご指導ありがとうございます。

条例の制定いただきましたら、今ほど議員からのご指摘もありましたこと、また、線引きといったところ、非常に重要な視点だというふうに考えております。そういったところも意識しながら、現在、規則のほうはある程度、お示しをさせていただいたり、ご意見いただいたりといったところで今作っているところでございますが、改めてまた、そういったところをしっかりと意識しながら規則のほうを作ってまいりたいというふうに考えます。

○議長（大塚純一郎君） ほかにありませんか。

7番、中野大徳君。

○7番（中野大徳君） 補正予算に1,000万あがっているようですが、その時に規則お示しできますでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 規則のほうの、本文というよりか、そういった規則の概要的な部分についてはお示しをさせていただきたいというふうに考えます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第40号 只見町雇用促進条例は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第41号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第8、議案第41号 只見町辺地総合整備計画の変更についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） それでは、議案第41号 只見町辺地総合整備計画の変更についてでございます。

平成30年度から令和4年度までの二軒在家・塩ノ岐辺地総合整備計画を別紙のとおり変更するものでございます。

一枚おめくりいただきたいと思ひます。

総合整備計画書の概要でございます。こちらの計画は辺地法に基づきまして辺地ごとに財政上の計画書を策定しまして、他の地域との生活水準の改善を図るものでございます。こちらの計画書に基づきました事業につきましては、交付税率80パーセントの参入がございま

して、県のほうの同意が必要となっておりますが、今回の計画書については3月31日、県のほうからの同意をいただいた内容でございます。

整備計画書でございます。右上に、只見町 二軒在家・塩ノ岐辺地となっております。辺地の人口につきましては167人。面積については46.8平方キロメートルとなっております。1番目の辺地の概要です。辺地を必要とする町又は字の名称です。大字二軒在家、それから大字塩ノ岐ということで、それぞれの字については、以下、計画書に記載のとおりとなっております。(2) 辺地の中心の位置については、二軒在家字九々生1062-1となっております。辺地度の点数ということで145点でございます。こちらは100点以上で辺地の計画として認定される中身となっております。

一枚おめくりいただきまして、総合整備計画書の2番、公共的施設の整備を必要とする事情につきましては、こちらの計画書の記載のとおりでございます。

次のページ、3番、公共施設の整備計画となっております。平成30年度から令和4年度までの5年間ということで、今回の整備計画については一番最後に記載してございます道路新設改良事業、柳原3号線、延長350メートルということで、事業費2,000万。財源の内訳としましては一般財源2,000万のうち辺地対策事業債の予定額2,000万という起債の中身について計画の変更をさせていただく内容となっております。

よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第41号 只見町辺地総合整備計画の変更については、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎延会の宣告

○議長（大塚純一郎君） お諮りをいたします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

上着の着衣を求めます。

本日はこれで延会します。

ご苦労様でした。

(午後5時11分)

